

**「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」
に関する意見公募の実施結果について（別紙）**

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1.	区分・調達価格・価格目標に関する御意見	
1	2030年までに再生可能エネルギー100%を目指すという国策が示されている状態で、太陽光発電のFIT買取単価がさらに下がり11円となるのは国策に反している。部材価格の低下を前提としてFIT買取単価が設定されているが、既に部材価格は下げ止まりの傾向が見えており、太陽光発電事業が継続的に拡大していることを前提に部材の価格が下がるが、買取価格の低下は事業者数を減少させ、部材価格の低下を抑制し、再生可能エネルギーの普及を阻害するものである。今回の価格案だと、投資に見合うターンが得られないため新規に計画する事業者は激減すると思われる。再生可能エネルギーの導入を推進するため、また、再生目標を達成できないため、単価を見直すべき。	経済産業省では、2030年のエネルギーミックスを策定しており、電源構成における再生可能エネルギーの比率22～24%を目指すこととしています。また、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることが、政府の基本方針です。FIT制度における調達価格は、再生特措法第3条第4項において、再生電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めることとされています。2020年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、価格目標を意識し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向けた道筋が見えるかたちで調達価格を設定すること、具体的には、2021年度の事業用太陽光発電（50kW以上250kW未満）の調達価格を11円/kWh+消費税、事業用太陽光発電（10kW以上50kW未満）の調達価格を12円/kWh+消費税、などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いには、この意見を尊重して決定することとしました。
2	太陽光のFIT買取価格が下り続け、もうこれ以上事業拡大が難しいと感じる。再生可能エネルギーの普及を考えるなら、FIT価格の一方的な低下を中止してほしい。架台やパネルの価格が高騰している現状において、太陽光の買取単価の低下は、以前のようなIRRを維持することが不可能になり、太陽光発電の拡大を行う事業者は急激に減少すると思う。せめて買取単価は現状維持にしてほしい。	
3	すでに現在の買い取り単価では金融機関が融資できないレベルになっている。また昨年より材料価格は下げ止まり、更には値上げされていると認識されている状態で更には脱炭素で拡大が必要なこの現状で価格を下げる意味がわからない。政府方針が変化したら今、投資として金融機関が納得する収支が描ける価格設定を希望する。	国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることが、政府の基本方針です。FIT制度における調達価格は、再生特措法第3条第4項において、再生電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めることとされています。2020年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、価格目標を意識し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向けた道筋が見えるかたちで調達価格を設定すること、具体的には、2021年度の事業用太陽光発電（50kW以上250kW未満）の調達価格を11円/kWh+消費税、事業用太陽光発電（10kW以上50kW未満）の調達価格を12円/kWh+消費税、などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いには、この意見を尊重して決定することとしました。
4	チャレンジゼロを掲げている中、売電単価11円/kWhでは民間を活用した再生可能エネルギーの拡大は見込まれない。また、土地・設備購入にはそれなりの資金が必要で、台風・盗難などのリスクに備えなければならない事業者にとって、新規の太陽光発電は設置する価値がない価格。売電価格のUPは必須であり、適正な金額とは考えられない。単に2025年の目標単価に向けて一直線で引いただけの単価であり、費用と事業性は全く評価されていない。	FIT制度における調達価格は、再生特措法第3条第4項において、再生電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めることとされています。2020年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、価格目標を意識し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向けた道筋が見えるかたちで調達価格を設定すること、具体的には、2021年度の事業用太陽光発電（50kW以上250kW未満）の調達価格を11円/kWh+消費税、事業用太陽光発電（10kW以上50kW未満）の調達価格を12円/kWh+消費税、などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いには、この意見を尊重して決定することとしました。
5	買取価格も、機械的に下げているがコロナの影響でむしろ調達価格が上がっている。原材料が割ほど高騰しているが、既定路線通りに単価を下げる合理的な理由が分からない。現状を鑑みて単価を決めないで極端に太陽光市場が縮小し、将来の太陽光事業を行う上で不安しくなってしまう。	
6	2025年度の目標単価に向けて、直線的に単価を決めており、調達コストの下げ止まりなど事業性を考慮しているとは到底思えない。このような制度設計に対する姿勢で、再生普及が本当にできるのか甚だ疑問である。世界のトレンド、政府が掲げる方針に沿うような形で物事を進めてほしい。	経済産業省では、2030年のエネルギーミックスを策定しており、電源構成における再生可能エネルギーの比率22～24%を目指すこととしています。また、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることが、政府の基本方針です。FIT制度における調達価格は、再生特措法第3条第4項において、再生電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めることとされています。2020年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、価格目標を意識し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向けた道筋が見えるかたちで調達価格を設定すること、具体的には、2021年度の事業用太陽光発電（50kW以上250kW未満）の調達価格を11円/kWh+消費税、事業用太陽光発電（10kW以上50kW未満）の調達価格を12円/kWh+消費税、などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いには、この意見を尊重して決定することとしました。
7	突然の推進機関の関与や設備に掛かる費用に準じてFITを決めると言っておきながら設備費が高騰している現在でも買取価格を下り続ける等、昨今の後出しルール変更で快く思っている人は少ないと思う。私も東日本大震災で被災し、それをきっかけに再生に取り組んできた。再生普及の為にルール変更も必要だと思う。ただやはり納得のいく形でお願したい。全体的に制度への信用が低下している事が今後、再生普及の足かせにならないことを切に願う。	FIT制度における調達価格は、2017年4月に施行された改正再生特措法第3条第4項において、再生電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めることとされています。引き続き、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていきます。
8	2021年度売電単価について、蓄電池設備の割り増しを検討すべき。	出力の変動する再生可能エネルギーの更なる導入を図るためには、蓄電池の活用促進は重要であると考えています。一方で、FIT制度に伴う国民負担が年間2兆円を超えている中で、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待たなしの課題となっています。こうした中、コストの高い案件に配慮し、区分を細分化することについては、細分化すればするほど、買取費用の総額が上がりが、国民負担が増大する傾向にある点に留意が必要です。したがって、なるべく区分を大括り化した上で、その区分の中で、より効率的な案件からの導入を促し、国民負担を抑制しつつ、再生の最大限の導入を進めることが重要と考えています。2020年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、蓄電池を併設するものであるかどうかにかかわらず、価格目標を意識し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向けた道筋が見えるかたちで調達価格を設定すること、具体的には、2021年度の事業用太陽光発電（50kW以上250kW未満）の調達価格を11円/kWh+消費税、事業用太陽光発電（10kW以上50kW未満）の調達価格を12円/kWh+消費税、などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いには、この意見を尊重して決定することとしました。

9	管内閣になり2050年カーボンニュートラルを掲げ、それに向かって再生可能エネルギーを増やしていかなければならない状況で現在の売電単価はそれに逆行しているように思う。2020年の申請数の少なから明らかである。FITという制度は再生エネルギーには大成功した施策だと思いますが、昨今はその逆を進んでいるようで非常に残念。新しく2050年の目標が変化したのだから2025年の単価8円の目標ももう少し延期してほしいのではないか。	経済産業省では、2030年のエネルギーミックスを策定しており、電源構成における再生可能エネルギーの比率22～24%を目指すこととしています。また、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることが、政府の基本方針です。FIT制度における調達価格は、再生特措法第3条第4項において、再生電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めることとされています。2020年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、価格目標を意識し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向けた道筋が見えるがたけで調達価格を設定すること、具体的には、2021年度の事業用太陽光発電（50kW以上250kW未満）の調達価格を11円/kWh+消費税、事業用太陽光発電（10kW以上50kW未満）の調達価格を12円/kWh+消費税、などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いはこの意見を尊重して決定することとしました。
10	足下の調達価格・基準価格について、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」という価格目標の達成に向け、その道筋が見える形で価格設定を行うとした点を評価したい。一方で、日本の発電コストは、入札制が広く活用されている海外諸国に比べ、相対的に高く、その低減傾向も鈍化している。世界では、今後コスト低減が進むことが見込まれるところ、上記価格目標で立ち止まることなく、コスト動向を注視しながら、間断なく、より意欲的な目標設定を行うべきである。	バイオマス発電の新規燃料の取扱いについては、2019年度の調達価格等算定委員会では、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に買取の対象となっている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。」とする意見が取りまとめられました。また、2020年度の調達価格等算定委員会では、「今年度、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、「食料競合」「ライフサイクルGHG」「第三者認証スキームの追加等」について、その内容を専門的・技術的に検討し、「食料競合の考え方については整理が進んだものの、ライフサイクルGHG等の観点について引き続き検討中であることをふまえ、2021年度については、バイオマス発電の新規燃料を認めないとする意見が取りまとめられました。引き続き、これらの意見を尊重して検討を進める考えです。
2. 認定基準に関する御意見（地域活用要件に関するものを含む）		
12	2020年度より、自家消費型の地域活用要件を設定している10kW以上50kW未満の太陽光発電については、当該規模の2020年度の認定件数が激減していることを鑑み、2022年度に向けては、実状を踏まえた地域活用要件の見直しを検討いただくよう要望する。具体的には、自家消費の重点化は調達価格の設定で誘導しつつ、自家消費比率の設定を撤廃し、災害時の自立運転機能のみを要件とすることが適当。当該規模は、狭小な設置場所が多い日本にあつては、今後も太陽光発電システムの導入拡大に重要な容量帯。小規模太陽光発電について自家消費を重点化する方針は、FIT制度だけでなく、需給一体型の普及に向けた環境整備とのセットで進める必要があり、FIT制度の対象化に向けて、蓄電池等の分散型エネルギーリソースと組み合わせた実証事業における検証なども効果的である。特に、小規模太陽光発電がFIT制度の対象となる環境整備が整うまでは、これまで形成された太陽光発電市場を縮小させることがないよう、FIT制度の地域活用要件はできるだけシンプルな制度とすることが望ましい。	2020年度の調達価格等算定委員会では、「自家消費型の地域活用要件が設定された事業用太陽光（10-50kW）については、昨年度の本委員会で、自家消費型への支援重点化を含めて整理したところであり、かかる事業の定期報告データが出てきていない現時点においては、2020年度の地域活用要件を維持して様子を見ること」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定することとしました。
13	太陽光発電(10-50kW)の自家消費型地域活用要件について、2021年度は現行要件を維持する方針であるが、需要地における自家消費を促すため、地域活用要件における自家消費比率の引き上げを検討すべき。	2020年度の調達価格等算定委員会では、「自家消費型の地域活用要件が設定された事業用太陽光（10-50kW）については、昨年度の本委員会で、自家消費型への支援重点化を含めて整理したところであり、かかる事業の定期報告データが出てきていない現時点においては、2020年度の地域活用要件を維持して様子を見ること」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定することとしました。
14	太陽光パネルを中心に、簡易な設備での発電所が目立つようになっており、造成工事の不良や、反射日光の問題等環境に多大な影響を及ぼしている発電所も見受けられる。調達価格の算定について、許可後においても、設備（造成、周辺環境を含む）に関して、不良がある場合には是正を求められるようにし、一定期間内にこれに応じない場合には、買取の停止もしくは、買取価格の見直しができるように改定すべきである。	いただいた御意見は、今回の意見公募の対象ではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。
15	後付け過積載について、既設発電所へパネルを増設することにより、既に確保している系統枠の中で太陽光による電力を最大化するもの。現状、DCの追加過積載は3kW以上、もしくは3%以上の追加の場合は、現状のFIT価格に変更になる。追加過積載分は新規FIT価格とし、2本立ての価格で切り分ける前提でパネルを追加できるようにしたい。	いただいた御意見は、今回の意見公募の対象ではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。
3. 無制限無保証ルールの適用についての御意見		
16	無制限無補償ルールが全国適用されるとあるが10kW以上50kW未満は、現省令の附則に基づき、2021年4月1日以降も無制限無補償ルールの対象外でよい。（現省令） 附則第7条の2 特定契約事業者（第十四条第一項第十一号により太陽光発電設備に係る指定を受けている電気事業者を除く。）に対して、認定事業者（太陽光発電設備であつてその出力が五十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行つ特定契約の申し込みについては、当分の間、第十四条第一項第八号イ及びイの規定は、適用しない。	省令案等の概要のI、趣旨に記載のあるとおり、今回の省令改正の趣旨を踏まえ、附則第7条の2は削除いたします。これにより、2021年4月1日以降は、東京、中部、関西エリアにおいても、出力が50kW未満の太陽光発電設備に対して、無制限・無補償の出力制御ルールが適用されます。なお、資源エネルギー庁が作成する「出力制御の公平性の確保に係る指針」において、10kW未満（主に非住宅用）太陽光発電の出力制御については、まず、10kW以上の制御を行った上で、それでもなお必要な場合において、10kW未満の案件に対して出力制御を行うものとされています。
17	無制限無保証ルールの適用について、このルールを適用するなら、FITルール下で蓄電設備の設置を認めほしい。折角、太陽光などの再生可能エネルギーがあるにも関わらず、北海道地震の停電や2020年12月からの電力不足に対応できていない現状、対策はされないのか。なぜ、供給過剰・供給不足のバランスを取ろうとしないか。	現行FIT制度においては、これまでPCSによってカットされていた電気を、事後的に設置した蓄電池を用いて売電するといった取組を、認定時点の調達価格のままで行う、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになります。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、FIT認定を受けた事業について、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT外で売電することができない場合には、最新の調達価格に変更することとしています。なお、FIT認定を新規に申請する段階で、最初から蓄電池を併設する計画とすることは、現行制度においても可能です。

18	第14条第8号イの条文の削除は、現在の再生可能エネルギー発電の出力制御の旧ルール上限30日間、新ルール上限360時間/720時間ルールの法令の根拠をなくすということ。それにより、これまで認められていた上限日数または時間を廃止し、全て再生可能エネルギー発電設備の出力制御を無制限無補償にするということ。	2021年4月1日以降は、東京、中部、関西エリアを含む全エリアにおいて、無制限・無補償の出力制御ルールが適用されます。 なお、3月31日までに、特定契約申込者と特定契約電気事業者の間で、本省令改正前の出力制御ルールにて接続契約を締結(接続契約申し込み含む)している場合は、従前のルールが適用されます。
19	本条の省令改正がこれまでの出力制御のルールを廃止し、一律に無制限無保証ルールを適用するということであれば、再生可能エネルギー発電事業者としては事業上の大きな損失を被るため、改正に反対する。	2021年4月1日以降は、東京、中部、関西エリアを含む全エリアにおいて、無制限・無補償の出力制御ルールが適用されます。 なお、3月31日までに、特定契約申込者と特定契約電気事業者の間で、本省令改正前の出力制御ルールにて接続契約を締結(接続契約申し込み含む)している場合は、従前のルールが適用されます。
4. 入札に関する御意見		
20	陸上風力の過去4年間の年間FIT認定量は1~2GW。 また、2050カーボンニュートラルの達成に向け、再生エネの大量導入、主力電源化が必要である中、陸上風力についても今後導入ペースを加速していく必要がある。 加えて、2020年10月30日開催の第62回調達価格等算定委員会における業界団体からのヒアリングにおいて、JWPAからは、「各年度導入量を1~2GWに設定すべき(5年程度で10GWを達成できる見込み)との資料が提出されている。ここで示されている数値はあくまで「導入量」であり、このレベルの導入量を確実に確保するためには「募集量」1GWでは不足。また、5年で10GWを目指すのであれば、尚更不十分と考えられる。 以上を踏まえ、落札後に認定・着工に至らない案件も一定割合で出現することにも鑑みれば、2021年度の陸上風力入札募集量1GWは過少ではないか。上方修正すべきではないか。	2020年度の調達価格算定委員会において、2021年度以降の陸上風力発電の入札の取扱いについて、上限価格を公表した場合に競争性が確保できるよう、募集量に対して応札量が大きくなるように設定することが重要とした上で、業界ヒアリングにおける要望も踏まえて、年間募集容量を1GWとすることを決定されました。今後の取扱いは、この意見を尊重して決定することとしました。なお、2022年度以降の募集容量については、2021年度の募集量に対する応札量の状況など今後の動向をふまえて、必要に応じて見直すこととしています。
21	太陽光発電の入札制度では、第二次保証金没収の免除を受けるための要件は「激甚災害又は戦争等の武力行使により、落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第二次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること」とされている。 一方で、風力発電設備は、峻険な尾根上に設置されることが多く、風車と風車をつなぐ尾根上の道路は発電所を構成する一体不可分の要素であり、地震や台風、豪雨による土砂崩れも起きやすいことが想定される。また、風力発電の発電設備は、ブレードは数十メートルの長さ、ナセルは約100トンの重量物であり、事業の検討においては、発電設備を水揚げする港湾施設から、発電設備設置予定場所までの輸送路、橋梁が確保されることが大前提であり、代経ルートの検討なども事実上不可能な可能性も考えられる。 発電所全体に占める発電設備の面積が大きい太陽光発電所においては、発電設備又は発電設備設置予定地の被災は事業の継続を危うくするものであるが、風力発電所においては、発電設備設置場所はもちろんのこと、発電設備を水揚げ、運搬するための港湾施設や道路、橋梁、発電所が立地する尾根等における激甚災害等による被害の発生も事業の継続に甚大な影響を被ることが予想される。 したがって、風力発電においては、発電設備部分に限らず、こうした範囲での激甚災害の被災も第二次保証金の没収免除とすべきである。このように、電源ごとの特性を踏まえた入札制度の設計を行うべきである。	2018年度調達価格等算定委員会意見を踏まえて、2019年度より入札実施方針において、事業者の予見性を確保し、より多くの事業者の入札参加を促すため、不可抗力事由を保証金没収の例外として位置付けることとしています。不可抗力事由については、発電所立地地域等が激甚災害指定を受けるだけでは不十分であり、発電事業の継続等が困難になるだけの直接の被災を厳格に確認することが適用の条件となっています。そのため、落札に係る再生可能エネルギー発電設備に対する直接の損害だけでなく、その周辺地域が被った損害についても、落札に係る再生可能エネルギー発電事業への影響に関わらず一律に適用することは、不可抗力事由を例外的扱いとしている趣旨を踏まえれば、適切でないと考えております。
22	国民負担を軽減するため、事業者は20年間の調達期間を大前提として入札価格を算出する想定であることから、調達期間の短縮は事業遂行が不可能となることを意味する。また確実な運転開始を促す仕組みとして、すでに事業認定失効要件が定められており、更には入札保証金も課されることから、入札対象案件に対する調達期間の短縮は不要と考える。	運転開始期限については、電源毎の通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえて、個別の事情によらず一律に設定しており、入札対象のみ取扱いを変更することは考えていません。なお、来年度より事業実施に向けた準備が整ってから、時間を空けずに入札に参加できるよう、来年度より太陽光の入札実施回数を年度4回に増加させることとしました。
23	迅速な審査を実施頂くことは歓迎。ただし、審査期間が短いゆえに十分な審査が行えずに不適合となる事業が発生しないよう、十分な審査体制を構築願いたい。	2020年度までの入札制度においては、入札参加資格の付与にあり、FITの認定要件を充足しているかどうかを厳格に審査してきましたが、2020年度の調達価格等算定委員会において、個々の案件の事業熟度に関わらず、一律の審査期間を設けることが、適時の投資判断を行うためのハードルとなっている可能性に鑑み、必要書類が充足されているかどうかを確認して、審査期間を短縮することとしました。今後の入札資格審査が効率的かつ適切に行われるよう、審査体制の構築および事業計画提出手続きを検討してまいります。
24	入札参加資格要件の追加項目については異論はないが、審査の結果、参加不可の判断を下す際には、申込者に対してその理由を明確にフィードバックすることも制度としても取り入れて頂きたい。	現行制度においても、指定入札機関が入札参加資格審査の結果、入札に参加できない旨を事業者に対して通知する場合には、その理由を付すとともに、通知を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求められることができる旨を明記することとなっております。
25	一括検討プロセスに参加している案件については、工事費負担金の上振れだけでなく、自社の責にやらない一括検討中止などの際にも入札保証金没収免除として頂きたい。また、その他事項も含めた入札における一括募集プロセス案件の取扱いについて明確にして頂きたい。	2020年度の調達価格等算定委員会において、入札活性化を目的に、落札後に工事費負担金の額が入札参加時点で提示された予定額を上回った場合には、そのことを理由に当該案件が中止されたとしても、入札保証金の没収を免除することとしています。なお、2021年度の入札手続きにおいて一括検討プロセスに限定した取扱いは予定しておりません。
26	落札後の接続契約申込を前提として認定取得期限が設定されていると理解するが、期限設定の前提条件について明確にして頂きたい。 また上記理解が正しい場合、契約申込から認定要件となる契約成立まで7か月で確実に完了するよう担保頂くが、契約申込み済み案件については契約成立まで認定期間を猶予する等の規定を適用頂きたい。	2020年度までの入札制度においては、速やかな事業実施を促すこと、非入札案件との公平性を保つ観点から、年度内の認定取得を求めていましたが、令和2年度の調達価格等算定委員会において、入札活性化を目的に、落札後に接続契約の申込みを行った場合でも認定取得に至ることができるように配慮し、入札結果公表後7ヶ月が経過した期日を認定取得期限に設定することとしました。
27	一括検討プロセスに参加している案件については認定取得期限をプロセス完了まで猶予するなど、その取扱いについて明確にして頂きたい。	2021年度の入札手続きにおいて一括検討プロセスに限定した取扱いは予定しておりません。
28	2020年度より事業用太陽光の入札範囲が「250kW以上」へ拡大されたことにより、競争が進んでいることが確認されている。入札制度の運用体制を早期に整え、定期的なレビューのもと、「100kW以上」への対象拡大を検討すべきである。	現在の日本の太陽光発電のコストは欧州と比べて高い水準であり、価格目標の実現に向け、コスト低減を加速化していく必要があります。2020年度の調達価格等算定委員会において、規模別のコスト動向やFIT認定量及び導入量について議論がなされ、今年度と同様、2021年度の入札対象範囲は250kW以上とする意見が取りまとめられました。今後の取扱いは、この意見を尊重して決定することとしました。
29	入札容量が募集容量を下回っている現状に鑑み、入札上限価格を公表し入札1回当たりの募集容量を減らして募集回数を増やすことで、事業者による効率的な案件組成を促し、競争を活性化させるという考えは首肯できる。一方、入札金額が上限価格周辺に微差で張りついていないかどうか等について、入札実施後に適宜モニタリングを行い、確実なコスト低減に努めていただきたい。	2020年度の調達価格算定委員会では、2021年度の太陽光入札の募集容量について、上限価格公表にあり、最大限の導入を目指しつつも、競争が働かざるを得ない観点から応札が上限価格に張り付くことを回避できるように募集容量の設定を工夫することとしました。具体的には、2019~2020年度入札における事業計画の提出実績や、2021年度の入札実施回数を踏まえて、各回の募集容量の下限を208MWと設定することとしました。
30	陸上風力発電について、コスト効率的な案件の導入を加速させるため、2021年度から入札制を適用することとした点を支持したい。他方、着床式洋上風力発電に関し、2021年度以降は入札対象範囲外とする考えについては、入札参加申込件数が限定的であり、コスト低減効果が見込めない状況に鑑み、やむを得ないものとする。ただし、今後の電源状況・事業環境を踏まえ、入札制再導入に向けた不断の見直しを行い、事業者間競争を通じ、経済効率的な案件の導入を促進すべきである。	2020年度の調達価格等算定委員会において、陸上風力発電について導入量及び認定量、コスト低減の状況を踏まえ、2021年度から入札対象とした一方で、着床式洋上風力は2020年度入札の結果と2021年度以降の見直しを鑑み、2021年度から入札対象外とした。今後の入札対象については、電源区分ごとの導入量やコストの状況を踏まえて検討してまいります。
31	太陽光発電の入札実施回数について、2020年度の2回から、2021年度は4回と増加させる点を評価したい。2021年度において、太陽光発電4回、陸上風力発電1回、バイオマス発電1回の入札がそれぞれ予定どおり行われることを期待する。	ご意見を踏まえ、確実な執行に努めてまいります。

32	太陽光発電の2回目以降の入札において、直近の入札回における応札容量を踏まえ、募集容量を機動的に見直すとしていますが、募集容量の拡大を行う場合、応札容量が拡大し確実に競争原理が働く場合に限るべき。	2020年度の調達価格等算定委員会において、2021年度の太陽光入札の募集容量について、上限価格公表あたり、最大限の導入を目指しつつも競争が働く仕組みとする観点から応札が上限価格に張り付くことを回避できるように、募集容量の設定を工夫することとしました。具体的には、2021年度初回入札の募集容量を208MWとした上で、応札容量が募集容量を上回った場合には、過去実績を踏まえて非落札となった容量の40%を、前回入札の募集容量に加えた量を次回入札の募集容量とすることとし、競争性が確保される仕組みとなるように設定しています。
5. その他に関する御意見		
33	<p>「附則第2条第2項に規定するみなし認定事業者」とありますが、同附則第2条第2項の「みなし認定事業者」の定義には以下の誤記があるため、併せて訂正すべきと考えます。</p> <p><訂正前> 平成二十九年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により同法による【改正前】の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者（以下「みなし認定事業者」という。）</p> <p><訂正後> 平成二十九年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により同法による【改正後】の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者（以下「みなし認定事業者」という。）</p>	ご指摘のとおり修正致します。
34	再エネ予測誤差に対応するための調整力の確保費用に関して、2021年度以降、変動電源の買取電力量の実績に応じてエリア毎に一定額をFIT交付金から支払うことは、事後的な費用負担の増加に繋がるため反対。太陽光発電所はFIT制度の設計上、パネル交換や蓄電池設置などの売上向上措置を取る事が出来ず、後からのルール変更による価格転嫁余地がない。	電気事業者に対して交付される交付金算定について、2021年度以降、特定契約電気事業者が周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要な電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する費用を加えることとしましたが、買取義務者から認定事業者に対して支払われる買取価格に影響するものではありません。
35	系統交付金について、費用の増加は事業者の収益悪化になりかねない。適宜して改善されると事業者が見届けらる。また、支払済の費用をさらに請求するのは二重請求以外のなにものでもなく、系統設置交付金という概念を導入せず、これまで通りの連系費用の運用が正しい姿である。	2012年のFIT制度導入以降、急速に再生可能エネルギーの導入が進みましたが、従来の系統運用の下で系統制約が顕在化してきています。仮に、系統の増強が行われなければ、再生可能エネルギーを需要地に送ることができず、安価な再生可能エネルギーの開発が可能なポテンシャルのある地域でも導入が進まないおそれが生じ、脱炭素化の要請が強まり、大規模災害も見込まれる中、全国の送電ネットワークを再エネ大量導入に対応しつつ、レジリエンスを本格的に強化した次世代型ネットワークに転換していくことが重要です。こうした背景を踏まえ、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法において、系統増強に係る全国大での費用負担調整の方法の一つとして、賦課金方式を活用して費用を確保・交付する制度が新たに創設されることになっており、今回の省令改正では、具体的な対象費用や交付期間等を定めることとされています。
6-1. 廃棄費用に関する御意見（全体に関するもの）		
36	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係）（解体等の積み立て関連）について、2020年10月19日の総合資源エネルギー調査会省エネルギー-新エネルギー-分科会新エネルギー-小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにて議論された内容が適切に反映されており、ご提案の内容に賛成です。太陽光発電の地域共生、長期安定発電を実現するため、外部積立への制度とともに、内部積立についても適切に運用されることを期待する。	いただいたご意見を踏まえ、適切な制度の運用に努めてまいります。
37	太陽光発電所は、自分の住む市にも多く建設されている。設置する事業者により、建設方法は様々で、しっかりと作ってあるものもある一方で、山の斜面に設置されているものや水田をそのまま利用して雨が降ると地面が水没しているもの、柵や標識がなく維持管理がされていないもの等、疑問が残る発電所も多数見受けられる。事業者の顔が見えない状況のものもあるなか、建設について、地元説明せずに着工したり、維持管理を適切に行わず、地元と揉めたという話もある。こうした事業者の存在から不信が募り、事業終了後に適切に設備が撤去されるか正直なところ不安な気持ちがあるなか、解体等積立金制度が法律で決まり、今回、施行規則で認定基準や方法等を確認し、不安な気持ちが少し和らいだ。この解体積立金の制度を適切に運営し、太陽光発電所の撤去が将来社会問題化しないようをお願いしたい。	いただいたご意見を踏まえ、適切な制度の運用に努めてまいります。
38	解体等積立制度について、FIT制度開始時には議論すら存在していなかったと認識しており、参入済みである業者に対してこの制度を後から実施する場合、法の不遡及の原則に反する。また、事業者の収支予見を阻害し、マイナスのインセンティブを働かせ、国への不信感も高まることから、再生可能エネルギーの導入推進を妨げることになるため、反対である。	<p>太陽光発電設備の廃棄等は、稼働・未稼働を問わず、発電事業者の責任の下、廃棄物処理法等に基づき行われることが大前提です。事業者にとって公正かつ公平な制度とするという観点や、確実な資金確保を促すという本制度の目的を踏まえ、稼働・未稼働を問わずに対象とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー-主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（ブラックコメント）を経た上での方針となっています。</p> <p>本制度は、本制度の導入以降に行われる再エネ電気の供給について、その電気供給量に解体等積立基準額を乗じた額の積立てを求めるものです。これは、過去に生じた事実に対して、事後に成立した法を適用するものではなく、法の適及適用に該当するものではないと考えております。</p> <p>また、本制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度の開始当初から、調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用となっております。</p> <p>加えて、本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう導入促進を図ってまいります。</p>
39	後から制度を変更、追加する場合は、法令が決まった年度以降に始めた案件から適用すべき。	<p>太陽光発電設備の廃棄等は、稼働・未稼働を問わず、発電事業者の責任の下、廃棄物処理法等に基づき行われることが大前提です。事業者にとって公正かつ公平な制度とするという観点や、確実な資金確保を促すという本制度の目的を踏まえ、稼働・未稼働を問わずに対象とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー-主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（ブラックコメント）を経た上での方針となっています。</p> <p>なお、本制度は、本制度の導入以降に行われる再エネ電気の供給について、その電気供給量に解体等積立基準額を乗じた額の積立てを求めるものであり、法令の施行後の事実関係を基礎とする積立てを求めるものです。また、本制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度の開始当初から、調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用となっております。</p>
40	固定買取制度として予めIRRを示しているにもかかわらず、収益は固定され一方で原価を増加することで収益圧迫となる。つまり想定していたIRRを後付け制度によって下げられるものになる。この行為は制度の適及適用の原則を破っており、制度としてありえない。	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>また、本制度は、本制度の導入以降に行われる再エネ電気の供給について、その電気供給量に解体等積立基準額を乗じた額の積立てを求めるものです。これは、過去に生じた事実に対して、事後に成立した法を適用するものではなく、法の適及適用に該当するものではないと考えております。</p>

41	事業計画をたてて融資を受け、事業化しているなかで、それらの費用を国家がいきなり搾取し、それが正当なものとして扱われる根拠が不明である。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを踏襲して、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。なお、本制度は、各認定事業者に対し、当該認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の積立てを求めたものであって、ある認定事業者に対して、他の認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の責任を負わせる制度ではありませんので、国が搾取するというものではありません。
42	またFIT制度が終了しておらず太陽光発電所のパネルの不法廃棄が社会問題化していないにも関わらず事業者が悪意を持って不法投棄をすることを前提に廃棄費用の積み立てを強制させるのはいかにがなか。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを踏襲して、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施され、地域の信頼を獲得し、主力電源となるよう導入促進を図ってまいります。
43	資源エネルギー庁はFIT制度に関連する本件のような後出し制度を乱立しすぎであり、再生可能エネルギー比率の向上を目指している国の施策とは思えずたいへん遺憾である。	FIT 制度は、再生可能エネルギーの拡大を国民負担により支える制度であり、国民の理解を得ることが重要です。これまでFIT制度により再生可能エネルギーが導入拡大した一方で、課題も顕在化してきました。そうした課題の解決に向けて、国民の理解を得て、コスト効率的に適切な事業規律を確保しながら再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくため、審議会等で関係者や有識者に審議いただき、必要に応じてその内容を改めて制度の改善を図りました。本制度は、太陽光発電設備について、発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により発電設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念を解消し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築するためのであり、国民の理解を得つつ、再生可能エネルギーの導入拡大を促していく上で必要なものと考えています。
44	金額を留保させることは、事業者にとって当初FIT法になかった大きな制約となる内容であり、毎年の定期報告の意味を無視する内容となっているのではないかと。	ご意見いただいたように毎年の定期報告で廃棄等費用の確保状況を確認するのみでは、様々な事業者が取り組み事業主体の変更が行われやすくなっている太陽光発電について、廃棄等費用の工面がされずに設備が放置・不法投棄されるという事態を未然に防止することは困難と考えられます。そのため、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。
45	強制徴収というも憲法の国民の財産を守る権利に違反していないか。小規模経済のように、自由な運用益がプラスになるような制度であればいいと思うが、ただ強制徴収するというのは非常に残念な制度に思う。だれもFITが終了しても事業はやめたい。電気販売できる以上、皆必ず読む。とにかくこういう制度や規制を設ける際は納得できるエビデンスを出してから決めていただきたい。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを踏襲して、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。また、本制度は、各認定事業者に対し、当該認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の積立てを求めたものであって、ある認定事業者に対して、他の認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の責任を負わせる制度ではありません。加えて、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。以上を踏まえ、本制度は、廃棄等費用の積立てを確実に担保することによる再生可能エネルギー電気の利用の促進という政策目的達成のための必要最小限のものであり、財産権を不当に侵害するものではないと考えております。
46	解体等準備積み立て金の徴収制度は、管政権の掲げた政府のゼロカーボンという目標に逆行するよう制度だと考える。また後だしじゃんけんルールにもほどがあり財産権の侵害に当たると考える。今回の積み立て金を徴収方式でそのまま実行する事は財産権を侵害する形で新しい太陽光発電所の開発を抑制する結果にしかならず、本来しなくてはならない、管理職の無い事業者による乱開発を防止する事には有効に働かない。下手をしたら、むしろこの無茶な後だしルールでせいで採算が合わない、倒産する会社が増えてきて、当然ながらそういった倒産事業者は廃棄コストが捻出できない状態になる可能性があるのは自明の理かと思う。目的のために短絡的な発想をすれば正反對の結果になることはよくある。もっと長期的な目標で社会のためなら、市場経済の成り立ちを俯瞰して、思慮深く政策を作っていかなければならないと思う。またとて、この国の将来のためにも、こんな無茶な制度を実施するのは止めていただきたい。またこんな財産権の侵害に近い政策を押し進めると外国人投資家から国家的な投資詐欺と言われても訴えられかねないと思う。もし外国人投資家に訴えられて負けたら誰が責任をとるか。実質的にFITで約束した売電価格を下げるのと等しく、実際、他の国でFITの約束を反古にして訴えられて敗訴した国があったかと思う。正直、今までも太陽光発電に関しては特に言える話だが、後出しじゃんけんルールが多すぎる。ゼロカーボン目指すんじゃないのか。太陽光発電事業者をこれ以上締め上げたらゼロカーボンどころか、プラスカーボンになる。政府方針のゼロカーボンと言う目標と逆行するような制度は絶対に実施してはならない。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを踏襲して、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。また、本制度は、各認定事業者に対し、当該認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の積立てを求めたものであって、ある認定事業者に対して、他の認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の責任を負わせる制度ではありません。加えて、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。以上を踏まえ、本制度は、廃棄等費用の積立てを確実に担保することによる再生可能エネルギー電気の利用の促進という政策目的達成のための必要最小限のものであり、財産権を不当に侵害するものではないと考えております。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施され、地域の信頼を獲得し、主力電源となるよう導入促進を図ってまいります。
47	太陽光発電パネルの不法投棄等廃棄に関わる問題は、今しがたFIT制度を終えた施設や今後直近10年程度にFITを終える施設は売電価格が市場価格から乖離しておりFIT後も継続することが困難が故に廃棄に至っている。廃棄費用を先に準備する制度（今回は積立だが）は、自動車、家電の手法をもとにくらうしていると思うが、自動車、家電は「消費」であり廃棄の際の費用捻出が困難な一方、今回制度対象になる規模の太陽光発電は「事業」である。FIT後期、FIT後は、パネルの劣化、一部故障等により発電量は減少するが、むしろ初期投資回収後（事業開始後15年程度）は、FIT制度後も後めて借金の返済がなく、特にFIT準備が低い後発の事業はFIT準備と市場取引価格の差が小さいことから、細々と事業継続し収益をあげ、廃棄費用、修理費、設備更新費用の一部を捻出することは可能である。FIT制度に頼らず適正な市場取引で売電され、廃棄費用も制度に頼らず準備して設備更新、修理して継続していくことが本邦あるべき姿である。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを踏襲して、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。このため、御指摘いただいた、太陽光発電は消費ではなく事業であるため、廃棄等費用を先に準備する制度が実施されている自動車や家電は差異あるとの点については、こうした差異があるにせよ、上記のとおり、太陽光発電については、廃棄等費用の確保な積立てを担保する制度が必要であると考えています。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施され、地域の信頼を獲得し、主力電源となるよう導入促進を図ってまいります。
48	FIT調達期間終了後の発電所の発電所の保守 固定価格買取制度後、つまり10年近く先の話になるため、仮定の話にはなるが、太陽光発電所を廃棄せずに電源として運用する場合は除却や部材交換等のメンテナンス費用がかかる。 この費用の原資は、実質的にFIT期間中の売電収入を充てることになるが、その分を廃棄費用として積み立てるほどの余裕はないと想定される。 結果として、FIT終了後に発電所を保守することができず廃棄するかなくなくことが想定され、エネルギー基本計画の達成が遠くなる。 本案は直接・間接的にエネルギー基本計画の妨害をしているものである。	本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足を理由に太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されている廃棄等費用について、確実に積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めたものです。本制度は、上記の放置・不法投棄に対する地域からの懸念を解消し、責任ある長期安定的な事業環境を構築しながら再生可能エネルギーを促進することに資すると考えられるため、エネルギー基本計画にも沿うものと考えられます。

49	<p>解体等積立金の積立て（第15条の6等の規定）の費用の増加は既設業者の収益悪化になりかねず、かえって既設業者が倒産すれば、放置太陽光設備が増えかねず、周りの環境も悪化するのではないか、と危惧している。</p> <p>解体等積立金の積立てについては、再生エネルギーを主要電源として取り入れようとしている国の政策に正反對のもので、矛盾しているため反対する。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかといった地域からの懸念があります。本制度は、こうした地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施されるよう電源となるよう回つていくことが重要です。</p> <p>ただし、廃棄等費用を外部機関へ積み立てることを義務付けられる場合、既存の融資における返済計画等に影響を与える可能性があることから、太陽光発電設備の廃棄等費用の確実な確保に関するワーキンググループでは、金融分野の有識者も含む委員を構成し、慎重に御議論いただきました。同ワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（パブリックコメント）を経た上で、廃棄等費用の積立てについては、調達価格の算定において廃棄等費用として想定されている額を、調達期間終了前の10年間で積み立てることとなりました。</p>
50	<p>現在、資源価格が高騰しており、主に架台として使われるアルミの価格は国際的にも高騰傾向にあり、今後その傾向は続く。</p> <p>解体費用は解体時の人件費を相殺するだけの金属資源が得られることから、第三者による積み立ては不要と考える。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として推進機関への源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>架台はアルミ製ではなく鉄製の場合もあり、また、多数存在する事業用太陽光発電事業について、事業者間の公平性を確保するために明確な基準により積立額を設定することが必要であることといった観点から、一律、供給電力量に解体等積立基準額を乗じた額の積立てを求めるとしています。</p> <p>こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施され、地域の信頼を獲得し、主力電源となるよう導入促進を図ってまいります。</p>
51	<p>パネル放置は、空き家と同じで、所有者が行方をくらます又は亡くなることにより強制的執行すらできない現行ルールの下では、増えるのではないか。</p> <p>また、空き家については、空き家が増えているので家から廃棄費用を積み立てましょう、ということにはなっていないなかで、本省令案は社会を混乱させ、再エネ普及にも有害ではないか。</p>	<p>現行でも、太陽光発電設備が放置・不法投棄され、廃棄物に該当する場合等には、一定の要件の下、廃棄物処理法等の法律により自治体等が行政執行によって処理することができます。この際の費用は、自治体等が一旦負担した上で事後的に事業者に求償することになりますが、本積立制度では、こうした他法令に基づき、行政執行が実行された場合に自治体等が積立金を取り戻せる規定を設けています。</p> <p>また、本積立制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきているものであるため、空き屋とは前提が異なるものと考えています。</p> <p>なお、本積立制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかという地域の懸念に対応し、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される環境を構築するための制度であり、再エネの導入促進に重要であると考えています。</p>
52	<p>事業者側ばかりに責任と義務を負わせる解体費用の積立制度の設計そのものに問題があるように思う。再考してほしい。</p>	<p>そもそも、現行制度においても、太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。</p> <p>他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかといった地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたもの、なお積立ての実施率が低かつたため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（パブリックコメント）を経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。</p>
53	<p>発電事業者にとってインセンティブではない。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかといった地域からの懸念があります。本制度は、こうした地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されている廃棄等費用について、FIT制度の下で確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施され、地域の信頼を獲得し、主力電源となるよう導入促進を図ってまいります。</p>
54	<p>積立てを強制する前に事業者の何割が違法投棄するのかその根拠を含めて示していただきたい。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっています。このため、将来的な発生率は現時点では分かりませんが、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかといった地域からの懸念があります。</p> <p>廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたもの、なお積立ての実施率が低かつたため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（パブリックコメント）を経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。</p> <p>こうした制度の具体化を通じて、再生可能エネルギー-発電事業者に対する適正な事業規律の確保に努めてまいります。</p>
55	<p>そもそも放置して解体しない所有者が責任を負うべきであり、電気事業者全体へ責任を背負うものではないため、こつう話自体、非常に憤りを感じる。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>本制度は、それぞれの認定事業者に対し、当該認定事業者が認定を受けている事業の発電設備に関する廃棄等のための資金確保のために積立てを求めらるものであって、ある認定事業者に対して、他の認定事業者が認定を受けている事業の発電設備に関する廃棄等又はその費用の責任を負わせる制度ではありません。</p>
56	<p>他の電源による発電事業や他の産業では本制度と同様の外部積立てが行われておらず、太陽光発電事業のみ、認定事業者のみが廃棄等費用の積立てを求められるのは不公平である。憲法の下の平等に違反するのではないか。</p>	<p>事業用太陽光発電事業は、FIT制度の開始後、急速に増加した一方で、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組んでおり、事業主体の変更が行われやすいくと、太陽光パネルには鉛・セレン等の有害物質が含まれているものがあること、といった特徴があります。また、そうした事情のなかで、廃棄等に必要な費用の工面がされず、将来、放置・不法投棄がされるのではないかという地域からの懸念が特に大きくなっています。加えて、本制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきているものであり、FIT制度の適用を受ける事業と受けない事業でも、事情が異なるもの、このように、本制度は、事業用太陽光発電に固有の事情をふまえた上で事業用太陽光発電のみを対象としており、それゆえ、他の電源による発電事業や他の産業と異なる廃棄等費用を課税することは合理性があり、法の下の平等に反するものではないと考えております。</p>
57	<p>例えば原子力発電所においては「租税特別措置法 第68条の54の2 特定原子力施設炉心等除去準備金」において損金算入が認められているが、本制度については、そうした税務当局との折衝もなく実施しようとしている。このため、発電事業者に対し著しい不利益があるばかりでなく、同じ発電事業者でありながら原子力発電事業者と再生可能エネルギー事業者でその扱いに大きな差異があり、日本国憲法に定められている平等権の侵害にあたる。本改正とあわせて租税特別措置法の改正も行われなければ、集団訴訟に発展する可能性が高いことを考慮すべき。</p>	<p>積立金は、事業者が取り戻すことができる資産として、預金と同様に取り扱われるため、毎年度、積立額を含む収入の全額が課税対象となるのが原則です。また、FIT制度により国民負担による価格支援を受けている事業者に対し税上の優遇措置を講じることで、二重の国民負担が発生することも留意が必要とあります。こうした観点と踏まえ、税制上の優遇措置を講じることなく、FIT制度の一環として実施する廃棄等費用の積立て制度の着実な実施により、太陽光発電設備の適切な廃棄処理を促していくことが重要であると考えております。</p> <p>また、上記のように、FIT制度による価格支援を受けていることにより前提条件が異なることを踏まえると、他の類似の制度と本制度における取扱いに差異を設けることは合理性があり、御指摘は当たらないものと考えております。</p>
58	<p>太陽光パネル廃棄課題に、強制的に金銭を積立てて解決策とする、極めて安易な考えに基づく対処療法であり、根本的解決策となっておらず、発電事業者として大反対である。</p> <p>本来は、太陽光パネル・架台等の再利用・リサイクル方法を促進させ、根本解決を行うべきでもあり、再利用・リサイクルによって発電事業者も設備売却等の利益を得られる仕組みを導入する必要がある。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>一方で、産業廃棄物の最終処分場の逼迫を解消し、資源の有効利用を図るという観点から、引き続き、関係官庁等と連携しながら、リユースやリサイクルによる廃棄等の最小限化に向けた取組を推進していきます。</p>
59	<p>個別所有物の処分について国が積立金を制度化するといった話は、他の事柄についても聞いたことが無く、納得がいかない。</p>	<p>廃棄物処理法上の維持管理積立金や金属鉱業等鉱害対策特別措置法上の鉱害防止積立金等、必要性等に応じて法令により積立制度が設けられている類似の例がございしますので、御指摘は当たらないものと考えます。</p>
6-2. 廃棄費用に関する御意見（外部積立て全般に関するもの）		
60	<p>FIT自体を崩すと思われるため、強制的な積立ては不要。</p> <p>パネルや架台はリサイクル可能であり、大きな費用がかかるとは思わない。</p> <p>パネルは20年以上稼働可能。架台は近年の物はアルミが多くリサイクル資源である。よって撤去時に大きな費用が必要とは思わない。</p> <p>自分は修繕目的で毎年貯蓄は行っており、その貯蓄で廃棄費用も補えると判断している。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかといった地域からの懸念があります。</p> <p>廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたもの、なお積立ての実施率が低かつたため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（パブリックコメント）を経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。なお、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能であり、かつ、確実に資金確保できる場合については、例外的に内部積立てを認めることとしています。</p> <p>積立金の金額水準については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいて、太陽光発電設備の廃棄処理を行う事業者へのアンケート調査の結果、これまで調達価格の算定において想定してきた廃棄等費用の水準により、実際の費用の相当部分がカバーされると考えられるため、あらかじめ調達価格の算定において想定されていた廃棄等費用に相当する額の積立てを求めることが適切であると整理されました。今回の意見公募を実施している積立金の金額水準は、この整理に基づいたものになります。</p>

61	FIT調達期間中における解体費用の確保の義務化は必要と考えるが、個別の事情は事業により異なっており、その時期や積立ベースについては各事業者に一任すべきである。	積立時期や積立ベースについては、FIT 制度では太陽光発電（10kW 以上）に対して調達期間 20年間にわたって固定の調達価格で支援しており、国内外の多くのパネルメーカーは 20～25 年程度の性能保証を提供しているところ、通常は FIT 制度による調達期間 20 年の途中で事業を廃止するのではなく20 年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きいという電源特性がもたらした事業者の負担、手続きのタミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシシテムの制度設計、対象案件数が多い中でシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立は一律に調達期間終了前 10年間とすることでしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。
62	事業者には施設管理の責任があるため、すでに解体時の責任も当然ある。しかし、最終的にどのようにするかは、事業者の自由であるべき、必ずしも積立金が必要となるケースばかりではない。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立については低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立を求めたものの、なお積立での実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を適用することとしています。こうした制度の具体化を通じて、再生可能エネルギー発電事業者に対する適正な事業規律の確保に努めてまいります。
63	解体等積立金の積立は、事業者毎に行うべき。	本制度は、各認定事業者に対し、当該認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の積立を求めたものであり、ある認定事業者に対して、他の認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の責任を負わせる制度ではありません。
64	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> ○解体費用積立 ・積立基準額 ・積立期間 ・意見内容 <ul style="list-style-type: none"> ○解体費用積立で徴収の廃止 ・中身の変更 ・理由 <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電事業者が、リスクバランスのなかで、どれほど高額の利益を出しているかと思われてしまっているのか疑問。また、再生可能エネルギー事業者により税収は増え、荒土地は有効活用され、土地売買が増え、CO2は削減され、経済としては良いサイクルが回っている。 <p>メーカーが自社で設置済みのパネルも、20年以上の発電が現に可能であり、設備の利用は長期に渡り可能。</p>	本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めたものであります。そのため、本制度は、再生可能エネルギー発電事業者に対する適正な事業規律の確保のため、太陽光発電事業による収益の多寡やそれによる税収増減等の事情にかかわらず、適用されるべきものと考えております。また、本制度は、FIT制度の調達期間終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一として検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施され、地域の信頼を獲得し、主力電源となるよう導入促進を図ってまいります。
65	納めた解体費用積立金を電気事業者が本当に解体まで確保しているのか。他への流用や、資金運用などで損失を発生すれば、解体時に取り戻しが不可能となることも考えられる。解体費用は認定事業者が経営の一環として、自己資金で確保すべき。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立については低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立を求めたものの、なお積立での実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を適用することとしています。外部積立された解体等積立金の管理に関する業務は、2022年4月に施行される改正再エネ特措法に基づき、既に電気事業法上に基づいて認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関が行うことになっております。法律上、電力広域的運営推進機関は、解体等積立金の管理業務の経理を、他の業務の経理と区分しなければならない義務があり、また、解体等積立金は法令に則った方法以外では運用してはならないこととなっております。
66	<p>該当箇所 第 13 条の 5 積立方法及び 13 条の 7 解体等積立金の取戻し 意見 法律の文案に「明確に反対である」 解体が必要な時には迅速に解体すべきなのに、推進機関が預かっているのであれば、そこから引き出す手続きが必要となり、処理の遅延に繋がる上、推進機関の運営費といふ余計なコストに繋がる。 各事業者が各事業者の判断で金融機関に積み立てておくのが正しい姿である。</p>	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立については低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立を求めたものの、なお積立での実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を適用することとしています。本制度の円滑な運用に向け、準備等に取組んでまいります。
67	自己管理できる法人（個人）が自己責任で行っている発電事業であるため、大半の方は自分で費用の積み立てを行うことくらい容易であると思う。強制ではなく、管理できない方への救済制度として、任意で募集する方が役に立つものになる。制度の見直しをお願いしたい。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立については低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立を求めたものの、なお積立での実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を適用することとしています。なお、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能であり、かつ、確実に資金確保できる場合については、例外的に内部積立を認めることとしています。こうした制度の具体化を通じて、再生可能エネルギー発電事業者に対する適正な事業規律の確保に努めてまいります。
68	積み立てていることがわかる書類の提出等による内部積立としていただきたい。また、ある程度拘束力をもたせるのであれば、積立型の金融商品等の残高証明を定期的に報告する形などで確認し、それが確認できない場合は強制徴収にするなど、発電事業者にも選択肢を与えていただきたい。こうした提出のない事業者は廃止できるように、先々発電所廃止について地元自治体などと揉める場合は、その口座情報を開示する旨を予め事業者に承諾をとっていただく。	太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念があります。廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立については低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立を求めたものの、なお積立での実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を適用することとしています。ご意見いただいたように積立を証する書類の提出がない場合に対処できる制度を導入したとしても、様々な事業者が取り組み事業主体の変更が行われやすくなっている太陽光発電について、廃棄等費用の工面がされずに設備が放置・不法投棄されるという事態を未然に防止することは困難と考えられます。そのため、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を適用することとしています。ただし、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能であり、かつ、確実に資金確保できる場合については、例外的に内部積立を認めることとしています。
69	積立方法について、独自で積立機関を作って運用するより現行の倒産防止共済に乗りかたで制度設計した方が事業者は安心できる。	外部積立された解体等積立金の管理に関する業務は、2022年4月に施行される改正再エネ特措法に基づき、既に電気事業法上に基づいて認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関が行うことになっております。法律上、電力広域的運営推進機関は、解体等積立金の管理業務の経理を、他の業務の経理と区分しなければならない義務があり、また、解体等積立金は法令に則った方法以外では運用してはならないこととなっております。なお、本制度は、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めたこととしていますが、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合は、一定の条件を満たせば、例外的に保険による内部積立で認められることとしています。

70	<p>解体費用の積立ては、修繕積立金、もしくは修繕目的の任意保険に置き換えるべき。その理由は、社会に安全・安価な分散電源を普及促進させるためであり、具体的には以下の4つの理由が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 再エネ普及促進と逆行し事業者の利益圧迫になる 今検討されている制度は、実質的にFITの売電単価を0.5～2円～1.6～2円下げるもの。後発的に設けられるため、事業者の利益を想定外に圧迫する。そもそもFITの売電単価は、次のような概念で決められており、後発ルールで利益が悪化する。今後普及促進に悪影響を与える。「調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。」元：資源エネルギー庁HP 解体と修繕は線引きが不明確で事業者の不安になる 解体は更地に戻す「完全解体」と修繕の過程で生じる「部材廃棄」の2つがある。事業者からするとこの線引きは曖昧で、不安の元である。「使いにくい積立金」ではない。本来修繕すれば使えた発電所に事業撤退を誘発させ、本来の普及促進の目的に逆効果を与える。あるべき姿は、修繕することで、安全・安価で継続的な発電をすることである。 解体だけを目的にすると市場競争が選れる 太陽光パネルの法定耐用年数は17年だが、実質的な発電寿命はもっと長く、その終わりはまだ誰も知らない。「解体」という事業自体、まだ世の中に存在していない。実質的な解体費用は不明確であり、その市場競争はかなり遅れて発生する。あるべき姿は、修繕と保険の市場競争を高めることであり、完全撤退を前提とする積立金制度は社会のためにならない。 修繕を目的とした任意保険は既に広く通用されている 修繕行為は台風の後など、常日頃から行われている。また、火災保険や設備メーカーの出力保証など、多くのところで保険も存在する。事業者としては修繕環境を整え、事業継続することを望んでいる。一般的消費者としても、安全・安価な分散電源は本来の目的に叶うものである。 	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかといった地域からの懸念があります。</p> <p>廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（ブックコメント）を経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。</p> <p>なお、積立て開始前の自然災害等による発電設備の修繕等に備え、2020年4月より、出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、火災保険や地震保険等への加入について努力義務化しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 上記のとおり、本制度は、従前、自ら積み立てることが期待されていた調達価格の算定の際に勘案されている廃棄等費用の積立てを求めたものです。また、積み立てられた積立金は、最終的には、その全額を取り戻すことができる制度としています。 積立金の取戻要件については、その一部の取戻しが認められるための要件やその際の取戻可能額について、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいて審議された結果を踏まえ、本省令の様式にも記載することに加え、今後、ガイドラインにおいて明確化することを検討しております。 本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了し縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めるとしています。 本制度は、廃棄等に要する費用に充てるための金銭を積み立てるための制度であり、修繕等に要する費用に充てるための金銭の積立てを求めたものではありません。調達期間終了後に発電設備を修繕する過程で、太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定条件下で積立金の取戻しを認めるとしています。
71	<p>○第13条の5 積立方法について そもそもいゆる源泉徴収方式となるが、納税もしくは年金、健康保険料といった公益の大きいものについて認められている徴収方式ではあるが、廃棄費用がそのようなものと同じく公益と判断しているのか。今回の行政行為は、より最小限の行政行為で行えるならば、そちらを採用するの、いゆる比例の原則を外れていないのか。</p>	<p>外部積立てにおける源泉徴収的な積立ては、電気事業者の認定事業者に対する買取費用の支払義務と、認定事業者の電気事業者に対する積立金交付義務を相殺処理する方法により行う予定です。このような処理方法は、私人間の他の取引における相殺処理と異なるものではなく、行政行為における比例原則等は問題にならないと考えています。</p>
72	<p>・該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係）の内、第13条の4～7の改正 ・意見内容 第13条の4～7の改正は、その運用方法をまた詰める必要があると思われ、その改正に反対する。運用方法を詳細に検討、討議して決めるべき。 ・理由 事業計画において解体等積立も計画し、アセットマネージャーが管理を行っている、または行う事業者もいる。また、発電事業者として電力広域的運営推進機関に登録しており、毎年の決算書も提出し、積立金を報告する事業者もいる。そのような推進機関に登録された事業者は、その歳で運営できるようにする。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかといった地域からの懸念があります。</p> <p>廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるもの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（ブックコメント）を経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。</p> <p>また、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能であり、かつ、確実に資金確保できる場合については、例外的に内部積立てを認めるとしています。ご意見をいただいた各場合について、内部積立ての要件を満たす場合には内部積立てが許容されますが、認定事業者が電気事業法上の電気事業者として推進機関に登録されていることのみをもって当該要件を満たすものではありません。これについても、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理で取りまとめられた方針となっております。</p>
73	<p>73 放置太陽光の問題は、放置された発電所に関する罰則、罰金の強化、罰則や改善命令等の運用、発電事業者の情報の厳正な管理等により対応可能と思われる。</p>	<p>ご意見をいただいたように対応しても、様々な事業者が取り組み事業主体の変更が行われやすくなっている太陽光発電について、廃棄等費用の工面がされずに設備が放置・不法投棄されるといった事態を未然に防止することは困難と考えられます。そのため、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。</p>
6-3、廃棄費用に関する御意見（積立ての基準額に関するもの）		
74	<p>改正法第15条の7第2項の規定に基づき、以下の表のとおり解体等基準額を定めると記載されている基準額が高すぎるのではないかと、発電所の工事業者に確認したが、『現在はFIT期間なのでまだ完全撤去の引き合いはないが、自然災害で産業用発電所の一部撤去・建て替え工事を行ったことがあるので、損傷のないパネルは中古市場やアジア・アフリカ等への輸出などリサイクルされ、架台の部材についても鉄ずリサイクルして引き取ってくれるため人件費等の一部の費用だけのことだった。高くても基準額の60～70パーセントぐらい相場ではないかと意見であった。産業用は場所にもよるのだが、平地での作業になることが多く、家庭用の方が高所作業になり割高になるのではないかと意見があった。今回の基準額がどのようにして算定されたのか、また契約業者にもよるのだろうか、明らかに公共事業相場になっているのではと考え。よって解体等積立基準額の算定基準の見直しをしていただきたい。</p>	<p>解体等積立基準額について、太陽光発電設備の廃棄処理を行う事業者へのアンケート調査を実施したところ、標準的な太陽光発電設備に係る廃棄等費用は、①現在主流のスクリーン基礎の場合は約1.06万円/kW、②より強靱なコンクリート基礎の場合は約1.37万円/kW、③太陽光パネルのみを廃棄する場合は約0.59万円/kWという結果でした。</p> <p>また、現在、事業者に交付されている調達価格には、2012年度の認定案件で1.7万円/kW、2019年度以降の認定案件で1.0万円/kW相当の廃棄等費用が考慮されており、これらは、アンケート調査による現状の標準的な必要額と同水準となっています。</p> <p>このため、本制度においては、調達価格の算定において廃棄等費用として想定されている額の積立てを求めるとしています。</p>
75	<p>同じ規模の設備でも日射量や地域等が異なれば、積立額にも差異が出る。廃棄等に必要費用は発電量によって変わらず、規模や使用部材、解体工事の難易度等に依存するため、発電量に応じた積立てを求めるとは誤っている。発電量にかかわらず、設備規模に応じた積立てを求めらるべきである。</p>	<p>積立てについては、調達価格において想定している廃棄等費用は最終的にはkWhベースに換算されていること、設備容量に応じて供給電力量も増加するのが通常であること、kW単位での積立てのために買取義務者において多大なシステム改修が必要となり得ること、その他発電量が少いときの認定事業者の財務状況への影響等を考慮し、供給電力量（kWh）ベースでの積立てを求めるとしています。これは、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（ブックコメント）を経た上での方針となっています。</p>
76	<p>解体費用は、一般にはパネル枚数、すなわちkW当たり単価で想定される。kW当たり単価を用いた場合、発電規模、地域条件により解体費用に大きな差異が生じる恐れがある。内部積立ての場合は、源泉徴収的な処理は不要であることから、比較対象についてkW当たり単価またはkW当たり単価を併記して、いずれかを選択できるようにしていただきたい。</p>	<p>内部積立てが認められた事業に関しては、計画的かつ適切な水準の廃棄等費用の積立てを促すとともに、積立計画を客観的に把握する観点から、外部積立てにおいて積み立てられるべき水準、具体的には、調達価格に応じて、「調達価格の算定において想定された廃棄等費用（円/kW）」に「認定容量（kW）」を乗じた額以上の積立てを求めるとしています。これは、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理で取りまとめられたものにもなります。</p>
77	<p>・該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省令告示第35号）の一部改正 Ⅲ、解体等積立基準額の設定について ・意見内容 解体等積立基準額について、調達価格で2倍以上の相違、調達価格に応じたスライド価格は根拠不明。撤去、廃棄費用に調達価格が相違が出る根拠がない。統一価格とするか、別の基準額を設定すべき。 ・理由 意見内容に記載した通り、除去法、廃棄費用に調達価格が相違が出る根拠がない。令和3年1月27日の調達価格等算定委員会の令和3年度以降の調達価格等に関する意見にあります1万円/kWは妥当と思う。これをベースとした解体等積立基準額の設定の検討をお願いします。</p>	<p>多数存在する事業用太陽光発電事業において、それぞれの廃棄等費用の額を正確に予測することは困難であり、事業者間の公平性を確保するためにも、明確な基準により積立額を設定することが必要です。</p> <p>太陽光発電設備の廃棄等に必要費用は、FIT制度創設当初から、調達価格の算定において想定されています。直近の調達価格で想定される費用が、現状で標準的に必要だと見込まれる廃棄等費用に近い水準であると考えられる中で、認定年度によって調達価格やその算定において想定されていた廃棄等費用の金額水準が異なっており、調達価格において考慮されている額の廃棄等費用の積立てを求めるとは、事業者に求める負担の考え方としては公平なものです。</p> <p>また、①現時点で廃棄等の実績が少ない中で、廃棄処理の実績が蓄積されることにより、廃棄等費用の額が低減していくことが期待されること、②太陽光発電の導入初期は、現在主流のスクリーン基礎ではなく、より強靱であるために解体コストも高いコンクリート基礎の設備が比較的多いことなどから、初期の認定案件の方が廃棄等費用が高くなる可能性があります。</p> <p>加えて、廃棄等費用が少なく積立金が残った場合には、残額は事業者にお返すこととなります。</p> <p>こうした点を踏まえると、調達価格の算定において想定されている額の廃棄等費用の積立てを求めるとは、適切であると考えられます。</p>

78	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正・解体等積立基準額</p> <p>○意見内容 解体等に通常要する費用の設定について、積立て基準額を発電規模に関わらず一律単価で設定しているが、解体等に通常要するkWhあたり費用は、発電規模が大きいほど相対的に低減すると考えられる。したがって、発電規模（2000kW以下・10000kW以下、10000kW超過別または低圧・高圧・特別高圧の連系電圧別等）に応じて設定または通減率を乗ずる方法にされた。</p>	<p>①多数存在する事業用太陽光発電事業について、事業者間の公平性を確保するためには、明確な基準により積立額を設定することが必要であること、②調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用は、認定年度による調達価格に対応しており、FIT制度による電気供給の対価は当該調達価格に供給電力量を乗じて支払われること、また、個別の事業に対応して異なる想定がされているものではないこと、③太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおけるアンケート調査による標準的な太陽光発電設備に要する廃棄等費用の額は、あらかじめ調達価格を算定する際に想定されている廃棄等費用と同水準であるといった観点から考慮しています。その結果として、各調達価格における想定設備利用率・自家消費比率に応じて電気供給したときに、調達期間の終了前10年間で、各調達価格における廃棄等費用の想定値を積み立てられるkWh当たりの単価を解体等積立基準額として設定し、一律、供給電力量に解体等積立基準額を乗じた額の積立てを求めることとしました。</p>
79	<p>解体撤去に関わる費用が、買取単価と関係するとは思えない。解体等積立基準額の根拠が分からない。解体や撤去に関わる費用は導入年度に関係なく一定と思われる。こうした算定の根拠も大きな疑問がある。</p> <p>解体費用は調達期間終了時に生ずる費用であり、同じ認定年度でも太陽光案件の施工条件や立地、環境アセスの有無などにより運転開始時期にばらつきが生じていることから、解体時期もばらつきが生じることになる。したがって、解体等積立基準額は認定年度ではなく、実際に解体工事が実施される時期が確定される運転開始年度もしくは調達期間終了年度で定められてほしい。</p>	<p>多数存在する事業用太陽光発電事業について、それぞれの廃棄等費用の額を正確に予測することは困難であり、事業者間の公平性を確保するためにも、明確な基準により積立額を設定することが必要です。太陽光発電設備の廃棄等に必要費用は、FIT制度創設当初から、調達価格の算定において想定されています。直近の調達価格で想定される費用が、現状で標準的に必要だと見込まれる廃棄等費用に近い水準であると考えられる中で、認定年度によって調達価格やその算定において想定されていた廃棄等費用の金額水準が異なっており、調達価格において考慮されている額の廃棄等費用の積立てを求めることは、事業者に求める負担の考え方としては公平なものです。</p> <p>また、①現時点で廃棄等の実績が少ない中で、廃棄処理の実績が蓄積されることにより、廃棄等費用の額が低減していくことが期待されること、②太陽光発電の導入初期は、現在主流のスクルー基礎ではなく、より強固であるために解体コストも高いコンクリート基礎の設備が比較的多いことなどから、初期の認定案件の方が廃棄等費用が高くなる可能性があります。加えて、廃棄等費用が少なく積立金が余った場合には、残額は事業者にお返しすることとなります。こうした点を踏まえると、調達価格の算定において想定されている額の廃棄等費用の積立てを求めることは、適切であると考えられます。</p>
80	<p>廃棄費用がいくらになるのか確定していない。技術発展によりサイクルの可能性もある。導入年度によって廃棄費用が違うのはおかしい。いつのもでサイクリングコストは同じである。</p> <p>このようなことからFIT出口がどのようにになっているか、後10年ぐらい市況、技術発展などの様子を見て、決めた方が現実的に考えてほしい。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>多数存在する事業用太陽光発電事業について、それぞれの廃棄等費用の額を正確に予測することは困難であり、事業者間の公平性を確保するためにも、明確な基準により積立額を設定することが必要です。太陽光発電設備の廃棄等に必要費用は、FIT制度創設当初から、調達価格の算定において想定されています。直近の調達価格で想定される費用が、現状で標準的に必要だと見込まれる廃棄等費用に近い水準であると考えられる中で、認定年度によって調達価格やその算定において想定されていた廃棄等費用の金額水準が異なっており、調達価格において考慮されている額の廃棄等費用の積立てを求めることは、事業者に求める負担の考え方としては公平なものです。</p> <p>また、①現時点で廃棄等の実績が少ない中で、廃棄処理の実績が蓄積されることにより、廃棄等費用の額が低減していくことが期待されること、②太陽光発電の導入初期は、現在主流のスクルー基礎ではなく、より強固であるために解体コストも高いコンクリート基礎の設備が比較的多いことなどから、初期の認定案件の方が廃棄等費用が高くなる可能性があります。加えて、廃棄等費用が少なく積立金が余った場合には、残額は事業者にお返しすることとなります。こうした点を踏まえると、調達価格の算定において想定されている額の廃棄等費用の積立てを求めることは、適切であると考えられます。</p>
81	<p>積立額を国が決めてしまえば、それが基準となり、解体費用も高止まりする可能性もある。</p>	<p>国において積立金の基準額を決めても、実際に積み立てる積立金の額は供給電力量により異なること、実際に廃棄等に要した費用が積立金を下回ればその差額についても取り戻せること、解体等を依頼する事業者を選択することができることを踏まえると、それが基準となり高止まりするという御指摘は必ずしも当たらないものと考えます。</p> <p>太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいても、コストや廃棄等の最小化は、インベーション等による廃棄等の効率化や、基礎・架台のリユース等による将来の低減ポテンシャルを見据えて未来志向で検討すべきと整理されています。将来、廃棄等費用が想定と著しく下ることが明確になった場合には、積立金の基準額見直しも含めた検討をしていきます。</p>
82	<p>廃棄時、廃棄業者に競争原理が働き、積立金以下で廃棄できる状況を作りたい。このままだと廃棄業者に足元を見られ、廃棄費用が下がらないと思う。</p>	<p>国において積立金の基準額を決めても、実際に積み立てる積立金の額は供給電力量により異なること、実際に廃棄等に要した費用が積立金を下回ればその差額についても取り戻せること、解体等を依頼する事業者を選択することができることを踏まえると、一定の競争原理が働くと考えられ、このままでは高止まりするという御指摘は必ずしも当たらないものと考えます。</p> <p>太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいても、コストや廃棄等の最小化は、インベーション等による廃棄等の効率化や、基礎・架台のリユース等による将来の低減ポテンシャルを見据えて未来志向で検討すべきと整理されています。将来、廃棄等費用が想定と著しく下ることが明確になった場合には、積立金の基準額見直しも含めた検討をしていきます。</p>
83	<p>「解体等積立基準額」について、2020年度以降の基準額が50kW未満は50kW以上の倍になっており、「解体等」の作業が小規模であり、kWhあたりの「解体等」の作業単価が割高になることを考慮したとしても、著しく不合理である。「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」も尊重とあるが、このような不合理なもので尊重するのは資源エネルギー庁による責任放棄ではないか。</p>	<p>2022年4月施行の改正再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）上、解体等積立基準額については、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定するものとされています。</p> <p>調達価格等算定委員会「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」では、2020年度から事業用太陽光（10-50kW）には自家消費型の地域活用要件が設定されており、また、解体等積立基準額は、改正再エネ特措法上、電気供給見込量を基礎として定めることになっていること、当該案件については、調達価格の算定における自家消費比率の想定値で自家消費した場合に電気供給すると想定した単価とすることが取りまとめられました。今般の取扱い、この意見を尊重して決定することとしました。</p>
84	<p>○積立基準額 直近の売電価格と積立合計額を基準に考慮すべきである。売電額が異なれば40万は簡単に差がある。100万の主もあれば70万の主もいる。この積立額によって主により法人税事業税もそもそも異なる。内部留保で積み立てようが外部に積み立てようが同じである。</p>	<p>①多数存在する事業用太陽光発電事業について、事業者間の公平性を確保するためには、明確な基準により積立額を設定することが必要であること、②調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用は、認定年度による調達価格に対応しており、FIT制度による電気供給の対価は当該調達価格に供給電力量を乗じて支払われること、また、個別の事業に対応して異なる想定がされているものではないことといった観点から考慮しています。その結果として、各調達価格における想定設備利用率・自家消費比率に応じて電気供給したときに、調達期間の終了前10年間で、各調達価格における廃棄等費用の想定値を積み立てられるkWh当たりの単価を解体等積立基準額として設定し、一律、供給電力量に解体等積立基準額を乗じた額の積立てを求めることとしました。</p>
85	<p>積立期間がFIT後10年となると、10年後の解体工事の値段が不確定となる。そこを明確にしておかないと安心して積立をできない。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。そうしたなかで、本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>すなわち、本制度は、廃棄等費用の確実な確保のための制度であり、積立額によって解体工事の金額が定まるというわけではありません。そのため、積立期間が調達期間の終了前10年間であること、解体工事の値段が不確定になることは関係がないと考えています。</p> <p>なお、実際の廃棄等に要した費用が少なく、当該発電事業にかかる積立金が余った場合には、その残額は当該認定事業者が取り戻せる制度としています。</p>
86	<p>太陽光設備は天候に左右される点を考慮し、売電が低い時期は必然的に融資返済率が高くなることから、積立額を見送るなどの措置も考慮してほしい。</p>	<p>確実な資金確保を実現しつつ、発電量が少いときの認定事業者の財務状況への影響等に考慮し、一律、供給電力量に応じた積立てを求めることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを経た上での方針となっています。</p>

87	<p>○該当箇所：p.6「第13条の5 積立方法」に関して</p> <p>○意見内容：積立額が資本費の5%を越えた時点で積立を終了する等の措置を検討してほしい。</p> <p>○理由</p> <p>廃棄費用の具体的積立方法として、FIT認定年度毎に設定される「解体等積立基準額」をkWhベースで課金していく方法が記載されている。</p> <p>一方、この基準額の算定にあたり一定の資本費や設備利用率が想定されているが、この想定よりも低い資本費であったり、高い設備利用率となっている事業においては、必要以上の積立が行われ、事業の採算性を悪化させる可能性がある。</p> <p>例えば協会会員企業におけるシミュレーションでは、下記のとおり影響の大きな事例では対資本費で7～8%を超える積立がなされてしまうケースが指摘されており、また、これ以外にも対資本費5%を超える事例が多く指摘されている。</p> <p>・事業名A（FIT単価40円、新ルールによる積立想定額7.1%）</p> <p>・事業名B（FIT単価24円、新ルールによる積立想定額8.5%）</p> <p>・事業名C（FIT単価12円、新ルールによる積立想定額7.4%）</p> <p>※%表記はいずれも対資本費</p> <p>資本費の5%相当の積立がなされれば制度目的は達成しているはずであり、またプロジェクトファイナンス等で借入れを行っている場合、金融機関側とも5%の積立で事業計画に合意しているケースが多く、過剰な積立を行う事業の採算性を悪化させてしまうことを回避すべきではないかと考えている。</p> <p>以上を踏まえ、積立額が資本費の5%を越えた時点で積立を終了する等の措置を検討してほしい。</p> <p>なお、積立終了の目安となる資本費については、事業者が運転開始後1か月以内に行う設置費用報告を以て資本費を確認することとしてはどうか。</p>	<p>解体等積立基準額は、①多数存在する事業用太陽光発電事業について、事業者間の公平性を確保するためには、明確な基準により積立額を設定することが必要であること、②調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用は、認定年度による調達価格に対応しており、FIT制度による電気供給の対価は当該調達価格に供給電力量を乗じて支払われること、また、個別の事業に対応して異なる想定がされているものではないこと、③現在の買取義務者のシステムは、供給電力量に応じた調達価格の支払を前提に構築されているため、供給電力量に応じた積立とすることで、システム構築に要するコストの抑制が可能であることといった観点から、決定しています。その結果として、各調達価格における想定設備利用率・自家消費比率に応じて電気供給したときに、調達期間の終了前10年間で、各調達価格における廃棄等費用の想定値を積み立てられるkWh当たりの単価を解体等積立基準額として設定し、一律、供給電力量に解体等積立基準額を乗じた額の積立を求めることとしています。</p>
88	<p>積立金の額は適正なのか。</p> <p>また、今後解体に係るコストについても徐々に低減することが想定されることから年度毎に年間積立額を引き下げられることも念頭に置け。</p>	<p>太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理において取りまとめられたとおり、現状では、太陽光発電設備の廃棄等の実績が乏しいことから、アンケート結果も踏まえ、廃棄等に必要費用を確実に確保するため、調達価格の算定において想定してきた廃棄等費用の水準の積立を求めることが適切であるとと考えています。</p> <p>その上で、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいても、コストや廃棄等の効率化や、基礎・架台のリユース等による将来の低減ポテンシャルを見据えて未来志向で検討すべきと整理されています。将来、廃棄等費用が想定と著しくずれることが明確になった場合には、積立金の基準額見直しも含めた検討を行います。</p>
6-4. 廃棄費用に関する御意見（積立ての期間に関するもの）		
89	<p>○積立期間について</p> <p>調達期間残り10年間の根拠は何であるか。太陽光パネルの減価償却期間が17年であることや融資期間が15年～20年が始めとあることや、事業者により財務状況等が異なることを考えると、例えば、FIT調達期間の終了前、3年、5年、10年等、様々な選択肢があっても良いのではないかと。</p>	<p>積立時期については、FIT 制度では太陽光発電（10kW 以上）に対して調達期間 20年間にわたって固定の調達価格で支援しており、国内外の多くのパネルメーカーは 20～25 年程度の性能保証を提供していること、通常は FIT 制度による調達期間 20 年の途中で事業を廃止するのではなく20 年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きくなるという電源特性もふまえた事業者の負担、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシナジカルな制度設計、対象案件数が多い中でのシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前 10年間とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
90	<p>金融機関から15年や17年といった長期融資を受けているものが多い。このため、PCS交換の時期とも重なり、一番収支が苦しい時期（10年目～15年目）に積み立てを行う仕組みが、現在融資を行っている金融機関への悪材料、さらには今後拡大すべき再生可能エネルギーのブレーキにならない。ローン支払終了後からの積立ができるようにしてほしい。実施するとしても積立期間は、5年とし、倍の単価とするなどが妥当。または、法定耐用年数17年をふまえて最後3年とするのが妥当。</p>	<p>本制度が、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域のご懸念に対応するためのものという観点からは、できるだけ早期に積立を開始すべきという意見もあります。他方で、太陽光発電は大きな初期投資を長期間で回収するビジネスモデルであるため、事業の初期からの積立を求めると事業者への財務的負担が大きくなるという懸念があります。以上のような点に加え、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシナジカルな制度設計、対象案件数が多い中でのシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前 10年間とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
91	<p>FIT調達期間の最後の1年で積立可能な金額であることから、解体を予定する事業者が、最後の1年ないし半年の売電収入で、積み立てれば問題ない。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FIT期間でローンの残債がある時からの積み立ては行いたくない。 ・積み立てたお金の運用手数料を証券会社へ支払い、お金を管理する人の給料など、無駄な経費が増える。 ・FIT終了時に解体する事業者と、FIT終了後も設備をそのままに売電する事業者とで、不公平となる。 	<p>本制度が、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域のご懸念に対応するためのものという観点からは、できるだけ早期に積立を開始すべきという意見もあります。他方で、太陽光発電は大きな初期投資を長期間で回収するビジネスモデルであるため、事業の初期からの積立を求めると事業者への財務的負担が大きくなるという懸念があります。以上のような点に加え、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシナジカルな制度設計、対象案件数が多い中でのシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前 10年間とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
92	<p>解体費用の積立金は初年度からにした方が負担が少ない。</p>	<p>積立時期については、FIT 制度では太陽光発電（10kW 以上）に対して調達期間 20年間にわたって固定の調達価格で支援しており、国内外の多くのパネルメーカーは 20～25 年程度の性能保証を提供していること、通常は FIT 制度による調達期間 20 年の途中で事業を廃止するのではなく20 年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きくなるという電源特性もふまえた事業者の負担、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシナジカルな制度設計、対象案件数が多い中でのシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前 10年間とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
93	<p>最後の1～2年で強制徴収することで、インパクトを小さくすべき。</p>	<p>本制度が、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域のご懸念に対応するためのものという観点からは、できるだけ早期に積立を開始すべきという意見もあります。他方で、太陽光発電は大きな初期投資を長期間で回収するビジネスモデルであるため、事業の初期からの積立を求めると事業者への財務的負担が大きくなるという懸念があります。以上のような点に加え、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシナジカルな制度設計、対象案件数が多い中でのシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前 10年間とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
94	<p>・該当箇所</p> <p>p.5「第13条の4 積立期間」に関して</p> <p>・意見内容</p> <p>積立は調達期間開始から10年後より開始することを検討してほしい。</p> <p>・理由</p> <p>FIT認定後の運転開始が遅延し、調達期間が20年よりも短くなるケースがあるが、そのような場合であってもFIT終了10年前より外部積立を開始されると事業の採算性への影響が大きくなってしまふ。</p> <p>例えば事業開始後10年後より積立を開始し、残年数で資本費5%となるよう積立単価を調整すること等を検討してほしい。</p>	<p>太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループでは、同ワーキンググループ中間整理にあるとおり、積立時期について、ご指摘のようなケースを想定して「現行 FIT 制度では、10kW 以上の太陽光発電について、原則、認定日から3年間の運転開始期限が設定されており、これを超過した場合は、超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮されるため、調達期間が 20 年に満たない案件が生じ得る。こうした案件についても、積立額が過小とならないように留意すべきである。という観点もふまえた検討が行われました。</p> <p>その結果、積立時期は、FIT 制度では太陽光発電（10kW 以上）に対して調達期間 20年間にわたって固定の調達価格で支援しており、国内外の多くのパネルメーカーは 20～25 年程度の性能保証を提供していること、通常は FIT 制度による調達期間 20 年の途中で事業を廃止するのではなく20 年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きくなるという電源特性もふまえた事業者の負担、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシナジカルな制度設計、対象案件数が多い中でのシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前 10年間とする方針がまとめられました。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。今般の取扱いは、この方針に沿って決定することとしました。</p>
95	<p>太陽光発電事業を20年で止めるつもりはなく、その場合は更なる積み立て期間を与えてもいいのではないかと。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域のご懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めます。この源泉徴収的な外部積立を実施するために、再生特措法による価格支援がされている調達期間内の積立を求めるとしていただきます。</p>

96	<p>○第13条の4 積立期間</p> <p>解体積立金について、一律に積み立てるのではなく、10年経過時点で調達期間終了時の廃棄の有無の確認を行い、廃棄予定の場合のみ積立開始とするような方法を希望する。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めている。</p> <p>積立時期については、FIT 制度では太陽光発電（10kW 以上）に対して調達期間 20年間にわたって固定の調達価格で支援しており、国内外の多くのパネルメーカーは 20～25 年程度の性能保証を提供しているところ、通常は FIT 制度による調達期間 20 年の途中で事業を廃止するのではなく 20 年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きいという電源特性もふまえた事業者の負担、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシナリオ的な制度設計、対象案件数が多い中でシステムの面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立は一律に調達期間終了前 10年間とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー・主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの「プルコメント」を経た上での方針となっています。</p> <p>なお、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p>
6-5	<p>廃棄費用に関する御意見（積立金の取戻しに関するもの）</p>	
97	<p>○解体等費用の広義の解釈について</p> <p>解体等積立金の積立について、「解体等」という文言の捉え方を広義の意味で解釈できるようにしていただきたい。例えば使用できなくなった太陽光パネルという貼り替えるときに使用することが出来る等の処置がなされなければ、費用が掛かるから放置という発電所も増えてくる可能性がある。可能性というよりも費用をかけて解体するくらいならそのままというのあたり前の上になるであろう。理由は解体の手続きが手間であること、又、積立金の請求もまた手間なプロセスが多いからである。</p>	<p>本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p>
98	<p>第13条の7 解体等積立金の取戻しについて</p> <p>「解体」という言葉が何を意味しているのか、条文からはよくわからないため、そこをはっきりさせていただきたい。</p>	<p>2022年4月に施行される改正再生エネルギー（再生可能エネルギー）電気の利用の促進に関する特別措置法（第9条第2項第7号において、「解体及びその解体により生ずる廃棄等の撤去その他の処理」を「解体等」と定義しており、同法第15条の6第2項において、「当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。」とされています。</p>
99	<p>積立金について、FIT終了後は全額返金すべきである。</p> <p>せめて、発電事業を継続する場合には、制度的になんらかのインセンティブを持たせてほしい。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めている。</p> <p>このため、積立金の取戻しは、当該発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は積立金を積み立てておく必要がない場合に限って認められる必要があり、2022年4月施行の改正再生エネルギー法にその旨が規定されています。</p> <p>なお、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p>
100	<p>FIT調達期間20年以降も発電する場合、積立費用は返却されるか、それはいつか。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めている。</p> <p>このため、積立金の取戻しは、当該発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は積立金を積み立てておく必要がない場合に限って認められる必要があり、2022年4月施行の改正再生エネルギー法にその旨が規定されています。</p> <p>なお、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p>
101	<p>事業継続する場合、解体等積立金の全額返金を要する。理由は、事業継続する場合、パネル、パワーコンディショナー、フェンス、防草シートなどの補修が必要だが、その資金として解体等積立金を使用すべき。事業終了手続きによる返金と同様、事業継続手続きによる返金ができるように変更してほしい。この変更により、FITを適用しない太陽光発電所と比較した場合の公平性が保たれる。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めている。</p> <p>このため、積立金の取戻しは、当該発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は積立金を積み立てておく必要がない場合に限って認められる必要があり、2022年4月施行の改正再生エネルギー法にその旨が規定されています。</p> <p>また、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p> <p>なお、本制度において積立を義務付ける廃棄等費用は、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきているものであり、FIT制度の適用を受ける事業と受けない事業では事情が異なります。このように、FIT制度の適用有無に応じて差異を設けることは合理性があると考えられます。</p>
102	<p>現在市販に出回っているソーラーパネル類は30年以上の耐用性があるとされており、廃棄を見据えたの積み立となすと、長期的にかなりの負担となります。特に低単価帯のFIT群に対しての負担が大きすぎるかと思う。</p> <p>そこで、これは取崩しを可能とする積立としていただきたい。</p> <p>例えば、ソーラー機、関連費の買い替えの投資資金とするならば取崩しを可能にする等、かなりの柔軟性を持った案にしていただきたい。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めている。</p> <p>このため、積立金の取戻しは、発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は積立金を積み立てておく必要がない場合に限って認められる必要があり、2022年4月に施行される改正再生エネルギー法にその旨が規定されています。</p> <p>なお、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p>
103	<p>撤去費用のために積み立てた金額は、必ず全額を還付することを保証するべきである。</p> <p>買取制度を導入して事業者は参入しているにも関わらず、後からこのような撤去費用の制度を設定するのは、そもそも再生可能エネルギーを普及させる目的に相反するものである。本来なら売上からの徴収も納められないものである。にもかかわらず撤去費用の積み立てを行うのであれば、必ず全額の還付の保証を行うものである。</p>	<p>積み立てた積立金は、御指摘のように、最終的には全額を取り戻すことができる制度としております。</p>
104	<p>○払い戻しについて</p> <p>積み立てた金額は最後は全額支払われるのか、そうでないなら積立金ではなく単なる税金である。</p>	<p>積み立てた積立金は、最終的には全額を取り戻すことができる制度としております。</p>
105	<p>解体費用については、解体確認後ではなく、例えば解体に関わる見積もり等、解体予定が客観的に確認できる状態になれば、早期の払い戻しに応じるべきである。</p>	<p>本制度では、認定事業者等が認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合には、一定の要件及び手続きの下で、解体等を行うことを証する書面及びその費用の額を証する書面に添付して申請することで、推進機関に積み立てられた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができることとしております。</p>
106	<p>実際に廃棄した場合はその不足額は当然、事業者が支払うものと思うが、逆に超過分は還付されるべきものでなければ訴訟になると思う。</p>	<p>積み立てた積立金は、御指摘のように、最終的には全額を取り戻すことができる制度としております。</p>
107	<p>・10年間の積立総額</p> <p>・実際に積み立てた額</p> <p>・廃棄にかかった額</p> <p>これらの中で1番低い金額が戻されるのは疑問、積立て金額より廃棄金額の方が受けられれば事業者に戻すべき。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めている。</p> <p>このため、調達期間中に発電事業を縮小する場合、又は、事業の継続過程で太陽光パネルの一部を交換・廃棄するような場合については、取戻し可能な金額について、①10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中は想定される積立金の総額）のうち認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額、②取戻し時点での積立額、又は③実際に廃棄に要した費用の額も小さい額を限度とすることが、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループで議論され、この議論を踏まえ、今後、ガイドラインにおいて明確化することを検討しております。</p> <p>なお、上記は、あくまで調達期間中に発電事業を縮小したり、調達期間終了後に事業の継続過程で太陽光パネルの一部を交換・廃棄するような場合に関する規律であり、最終的には、積み立てた積立金の全額を取り戻すことができる制度としております。</p>
108	<p>パネルだけでなく、架台、パワーコンディショナー、防草シート、検査機器、管理に使用する車両等、発電事業の維持に必要な費用が必要な場合に、積立金を取戻せる制度としていただきたい。</p> <p>FIT期間終了後も、未永く、安い電力を供給し続けられる環境を整えて頂けることを希望する。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めている。</p> <p>ただし、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小する場合だけでなく、太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合についても、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p>
109	<p>○第13条の7 解体等積立金の取戻しについて</p> <p>発電事業を続ける（40年）意向だが、解体等積立金は、どの時点で取戻しが可能となるのか。</p> <p>事業計画をてる上で事前に知っておく必要がありそうです、制度実施前の公表をお願いします。</p>	<p>当該認定事業の推進機関への積立が始まった時点以降は、取戻し要件を満たす場合には、当該認定事業にかかる積立金を取り戻すことができます。なお、取戻し要件の詳細については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループでの議論を踏まえ、今後、ガイドラインにおいて明確化することを検討しております。</p>

110	買取期間終了後も発電を続けさせた方がエネルギー自給率が低い我が国にとっては有益だとは思っているが廃棄費用の積立金払戻し目的に買取期間終了後すぐに廃棄してしまう事業者もでてくるかもしれないが、それでいいのか。	本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めるものです。積立期間について、通常はFIT制度による調達期間20年の途中で事業を廃止するのではなく20年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きいという電源特性もふまえた事業者の負担を含めた観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前10年間とすることとしています。また、発電量が少ないときの認定事業者の財務状況への影響等も考慮し、供給電力需に応じた積立を求めるとしています。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう、努めてまいります。
111	積立金が『解体等』と規定されているが、自然災害で甚大な被害が想定された場合には積立金を削り削いで補修保全に使えるよう、使途をある程度柔軟に設定していただきたい。	本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めるものです。積立完了前の自然災害等による発電設備の修繕等については、このような必要が発生する事態に備え、2020年4月から、事業計画策定ガイドラインにより、火災保険や地震保険への加入について努力義務化しています。なお、調達期間終了後に太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、調達期間終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すため、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。
6-6. 廃棄費用に関する御意見（積立金の管理に関するもの）		
112	積立資金を保全できるのか。年金の管理すら正しくできない国に任せられるのか。公務員の負担がますます高くなり、一方で公務員も減っている現状で、新たな業務負担をかけてまでやることなのか。	多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に実施されることが必要であり、かつ、積立金管理業務に関する事務費は国民負担である賦課金によって手当されることが想定されていることも踏まえると効率的に実施されることも必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを経た上で取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うことになっています。なお、電力広域的運営推進機関には、積立金管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務があり、また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限があります。具体的には、再エネ特措法において、電力広域的運営推進機関が策定する積立金管理業務の業務規程について、差別的取扱いの禁止や認定事業者の利益を不当に害するおそれのないことに係る基準を満たすかどうかを国が認可することとしています。また、積立金の運用については、適切に使途を限定するため、法律上、国債等の有価証券の保有、銀行等の金融機関への預金又は信託業務を営む金融機関への金銭信託のいずれかの方法のみにより行うことができるものとされています。
113	その積み立てた資金は真つ当な運用ができるのか。仮にその発電所が正常に50年稼働したときにその積み立てた資金はどうなるのか。50年後に撤去したときにその資料が残っているのか。色々問題が多くなると思う。	多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に実施されることが必要であり、かつ、積立金管理業務に関する事務費は国民負担である賦課金によって手当されることが想定されていることも踏まえると効率的に実施されることも必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを経た上で取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うことになっています。なお、電力広域的運営推進機関には、積立金管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務があり、また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限があります。具体的には、再エネ特措法において、電力広域的運営推進機関が策定する積立金管理業務の業務規程について、差別的取扱いの禁止や認定事業者の利益を不当に害するおそれのないことに係る基準を満たすかどうかを国が認可することとしています。また、積立金の運用については、適切に使途を限定するため、法律上、国債等の有価証券の保有、銀行等の金融機関への預金又は信託業務を営む金融機関への金銭信託のいずれかの方法のみにより行うことができるものとされています。
114	廃棄費用もきちんと見込み、手堅く運用しながら準備しよとしていた自分としては本施策は残念ではあるが、全事業者の廃棄を確実に担保するためには致し方ない制度と感じる。積立金を単にプールするだけでなく、手堅くきちんと運用して欲しい。	積立金は、推進機関において、積立金管理業務規程に則り、多数の事業者の資金を一括して管理することになります。御意見のとおり、積立金は、それを運用することによる運用益を活用することが効果的とも考えられる一方、運用によっては原資を損なうリスクもあるため、適切に使途を限定することが必要です。具体的には、積立金の運用方法については、2022年4月施行予定の改正再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）第15条の15において、以下のとおり定められています。 ① 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有 ② 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金 ③ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
115	強制的な積立をを求めるのであれば、徴収された積立金を、減ることなくきちんと運用していただきたい。	外部積立された解体等積立金の管理に関する業務は、2022年4月に施行される改正再エネ特措法に基づき、既に電気事業法上に基づいて認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関が行うことになっております。法律上、電力広域的運営推進機関は、解体等積立金の管理業務の経理を、他の業務の経理と区分しなければならない義務があり、また、解体等積立金は法令に則った方法以外では運用してはならないことになっております。
116	運用損が出たらどうするか。	外部積立された解体等積立金の管理に関する業務は、2022年4月に施行される改正再エネ特措法に基づき、既に電気事業法上に基づいて認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関が行うことになっております。法律上、電力広域的運営推進機関は、解体等積立金の管理業務の経理を、他の業務の経理と区分しなければならない義務があり、また、解体等積立金は法令に則った方法以外では運用してはならないことになっております。
117	積立では国債または経産大臣が認めた有価証券で運用できることになっている。損を出しても困るという人もいれば、せつかく預けているお金なんだから正しく運用してほしいという方もいることから、運用先を選べるようにしてほしい。	積立金は、認定事業者が推進機関に積み立てるものであり、推進機関において、積立金管理業務規程に則り、多数の事業者の資金を一括して管理することになります。そして、積立金は、それを運用することによる運用益を活用することが効果的とも考えられる一方、運用によっては原資を損なうリスクもあるため、適切に使途を限定することが必要です。具体的には、積立金の運用方法については、2022年4月施行予定の改正再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）第15条の15において、以下のとおり定められています。 ① 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有 ② 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金 ③ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
118	積立方法の多様化 自分の発電所の解体費用の積み立て先は、自分で選べるように選択肢を広げ持たせたい、事業者の賛同を得ることができない。	多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に実施されることが必要であり、かつ、積立金管理業務に関する事務費は国民負担である賦課金によって手当されることが想定されていることも踏まえると効率的に実施されることも必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを経た上で取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うことになっています。なお、電力広域的運営推進機関には、積立金管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務があり、また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限があります。
119	再エネ事業者の多くは、再エネ投資によって資本を投資運用しているものであり、その回収資本を強制的に積み立てる行為は再エネ事業者の投資運用を妨げ、損失を与え、この損失に対し、どのように対処するのか。また、強制的に積み立てる行為は、再生可能エネルギーを促進する観点、30年などの長期運転をする観点、社会経済に資本を流通させ経済を発展させる観点からも、間違っている。	本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立を実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めるものです。太陽光発電設備は発電事業終了後廃棄処理する責任があり、廃棄等費用は、調達価格を算定する際に考慮されて発電事業者が自主的に積み立てることと期待されるもの、積立については低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立を求めたものの、なお積立の実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの「パブリックコメント」を経た上で、本制度を導入する方針となりました。太陽光発電事業が長期安定的に発電事業を行う主力電源となっていたために地域理解が必要であること、積立てる水準も調達価格において当初から考慮されている範囲であることから、本制度が再生可能エネルギーを促進する観点等から間違っているとの御指摘は当たらないと考えております。なお、長期安定発電の責任・能力があり、かつ、外部積立を行う場合以上に確実に廃棄等費用が確保されると認められる場合には、内部積立を認めることとしています。

120	<p>解体等積立金について、その資金を管理する天下り財団を増やしたいだけではない。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に実施されることが必要であり、かつ、積立金管理業務に関する事務費は国民負担である賦課金によって手当てされることが想定されていることも踏まえる必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせられる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを踏まえ取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うことになっています。電力広域的運営推進機関は、前述のとおり、既に設立されており、本制度のために新設するものではありません。</p>
121	<p>今回の廃棄物処理費用の積み立てが、年間約10万円で総額低圧一基当たり100万円もの大金をなせ、信用の置けない天下り機関に預けなければならないか理解できない。目的は廃棄されない太陽光設備の抑制なら、電力会社から直接その太陽光発電事業者の別の銀行口座（引き出しできない）に積み立てる形ではないのか。それならその事業者の資産となり、更に廃棄費用の担保になるのではないのか。実際、太陽光発電事業者は利益がなくても、売上に対して数%の税金（県税）も支払っており、その制度もまだ、見直されていない。税金は利益から支払うのではないのか。利益がなく総括原価方式でもないのに売上に対して税金を払っている。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。</p> <p>多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に、かつ、効率的に実施されることが必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせられる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを踏まえ取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うものと規定しています。なお、電力広域的運営推進機関には、積立金管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務があり、また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限があります。</p> <p>なお、太陽光発電事業自体の租税制度についてのご意見は、本意見公募の対象外と考えますが、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
122	<p>積立先である推進機関に関しての説明が皆無である。他人からお金を預かるということに対する保証や責任が何もない。本日に積立金は解体時に返ってくるのか。推進機関のHPIには2022年から積立金の管理、運用が業務として追加されると既にあるが、これが既成事実なのであれば、この意見募集とは一体何なのか。</p>	<p>多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に実施されることが必要であり、かつ、積立金管理業務に関する事務費は国民負担である賦課金によって手当てされることが想定されていることも踏まえる必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせられる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを踏まえ取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うことになっています。</p> <p>電力広域的運営推進機関には、積立金管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務があり、また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限があります。具体的には、再エネ特措法において、電力広域的運営推進機関が策定する積立金管理業務の業務規程について、差別的取扱いの禁止や認定事業者の利益を不当に害するおそれのないことに係る基準を満たすかどうかを国が認可することとしています。</p> <p>なお、再エネ特措法の改正に係る法律（エネルギー供給強弱化法）は、国会での審議を経て、2020年6月に成立しており、本意見公募の対象ではありません。</p>
123	<p>金融機関は信用できるが推進機関は海の物とも山の物とも分らない。積立金の管理業務を行う推進機関には金融機関と同等の監督を要求する。また、金融機関が発行する残高証明書のように年1回積み立て金額を各事業者へ報告する義務を求め。</p>	<p>多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に実施されることが必要であり、かつ、積立金管理業務に関する事務費は国民負担である賦課金によって手当てされることが想定されていることも踏まえる必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせられる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを踏まえ取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うことになっています。</p> <p>電力広域的運営推進機関には、積立金管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務があり、また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限があります。具体的には、再エネ特措法において、電力広域的運営推進機関が策定する積立金管理業務の業務規程について、差別的取扱いの禁止や認定事業者の利益を不当に害するおそれのないことに係る基準を満たすかどうかを国が認可することとしています。</p> <p>積立金に関する推進機関の具体的な業務等については、本意見公募の対象ではありませんが、ご意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
124	<p>どのような機関がどのように管理運営するのか、年度毎に明確に全事業者に開示、報告し、万が一にも同管理組織（の担当者等）による不正利用等が起きないようなガバナンス体制を構築すべきである。加えて、撤去費用を管理する機関が、この積立金から機関の事務費、人件費その他一切の費用を計上することは禁止しなければならない。この積立金は、あくまで撤去の積立費用であり、国の機関に事業者が支払うようなことがあれば、本来の趣旨と合致しない。</p>	<p>多数の認定事業者の解体等積立金の管理に関する業務を行う主体においては、適正な積立金の管理、業務運営が確実に実施されることが必要であり、かつ、積立金管理業務に関する事務費は国民負担である賦課金によって手当てされることが想定されていることも踏まえる必要です。また、積立金管理業務に加え、FIT制度やFIP制度の納金徴収や交付金交付等、再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を担保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせられる観点から、既に電気事業法上において認可法人として設立されている電力広域的運営推進機関に一括して担わせることが適当であるという内容が、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめにおいて、パブリックコメントを踏まえ取りまとめられました。この中間取りまとめの内容を受けて成立した、2022年4月に施行される改正再エネ特措法により、積立金管理業務は、電力広域的運営推進機関が行うことになっています。</p> <p>電力広域的運営推進機関には、積立金管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務があり、また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限があります。具体的には、再エネ特措法において、電力広域的運営推進機関が策定する積立金管理業務の業務規程について、差別的取扱いの禁止や認定事業者の利益を不当に害するおそれのないことに係る基準を満たすかどうかを国が認可することとしています。</p>
125	<p>・該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正に伴う施行規則(平成24年経済産業省令第46号)の一部改正（第二条関係）の内、第13条の4～7の改正 ・意見内容・理由 第13条4～7の改正は、その運用方法がまだ十分に詰められていない。手続きが煩雑で、事業者との関係に負担を強いるもの、今回の改正には反対。運用方法を詳細に検討、討議して決めるべき。</p>	<p>本制度の具体的な内容については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経て、取りまとめられてきています。今回の意見公募を実施している内容に加え、更なる詳細については、今後、別途定める廃棄等費用の積立てに関するガイドラインに定めて予定します。</p>
126	<p>過去の非効率な低圧と現在を同じ制度で縛るのも違和感がある。材料費のコストダウンで表面利回りは維持されているが、その他のあまり変わらないコストは新規参入にとっては負担が大きくなり、これに今回の負担が増えますと、事業として成り立たないと思われる。積立で負担ではないといわれるかもしれませんが、廃棄するまで使用できず、また材料もつかない積立は事業者にとっては負担にしかならない。再生エネルギーをより発展させるために制度の見直しを願います。</p>	<p>本制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度の開始当初から、売電に対して支払われる国民負担で支えられている調達価格の中で算定されており、事業者自身が積み立てることを期待されるものです。加えて、本制度では、外部機関における積立金の管理業務に必要な事務費は、国民負担である賦課金によって手当てされることが想定されています。そのため、本制度では、積立金を運用することも想定されているもの、積立金の原資となる調達価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、積立金の利息については、国民負担を軽減するため、積立金の管理業務費用に充てることと適切と考えます。</p> <p>なお、積立金の運用益（利息）を積立金の管理業務費用に充てる一方で、別途、事業者からは積立金の管理業務費用を徴収しない扱いとする予定であり、このような取扱いには合理性が認められると考えております。</p>
127	<p>強制的に積立てを行うのであれば、その間の金額に対して一定（法定利息、3～5%、10%、25%など）以上の利子、利息、運用益を付して返金すべきである。仮に利息を付さないのであれば、財産権侵害ではないか。</p>	<p>本制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度の開始当初から、売電に対して支払われる国民負担で支えられている調達価格の算定において想定されており、事業者自身が積み立てることを期待されるものです。加えて、本制度では、外部機関における積立金の管理業務に必要な事務費は、国民負担である賦課金によって手当てされることが想定されています。そのため、本制度では、積立金を運用することも想定されているもの、積立金の原資となる調達価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、積立金の利息については、国民負担を軽減するため、積立金の管理業務費用に充てることと適切と考えます。</p> <p>加えて、積立金の運用益（利息）を積立金の管理業務費用に充てる一方で、別途、事業者からは積立金の管理業務費用を徴収しない扱いとする予定であり、このような取扱いには合理性が認められると考えております。そのため、積立金に利息を付さない扱いをするのは、財産権を不当に侵害するものではないと考えております。</p>
128	<p>積立金については、例えば、一般的な理解として原発廃炉費用やマンションの修繕積立金等は負担扱いとなっているのと同様に、強制的に積立てを強いられる本積立金も、損金や経費、事業利益からの控除といった扱いとするのが妥当と考える。税務当局と調整の上、そのようにすべきである。</p>	<p>積立金は、事業者が将来取り戻すことができる資産として、預金と同様に取り扱われるため、毎年度、積立額を含む収入の全額が課税対象となるのが原則です。また、FIT制度により国民負担による価格支援を受けている事業者は税制上の優遇措置を講じること、二重の国民負担が発生することも留意が必要です。こうした観点も踏まえ、税制上の優遇措置を講じることなく、FIT制度の一環として実施する廃棄等費用の積立て制度の着実な実施により、太陽光発電設備の適切な廃棄処理を促していくことが重要であるとと考えております。</p>
6-7. 廃棄費用に関する御意見（内部積立てに関するもの）		
129	<p>内部積立てについて、FIT調達期間が終了する10年も前から積立てを求めることに反対。</p>	<p>本制度が、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないという地域の懸念に対応するためのものであるという観点からは、できるだけ早期に積立てを開始すべきという意見もあります。他方で、太陽光発電は大きな初期投資を長期間で回収するビジネスモデルであるため、事業の初期からの積立てを求めると事業者への財務的負担が大きくなるという懸念があります。以上のような点に加え、手続のタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシシラルな制度設計、対象案件数が多い中でシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立ては一律に調達期間終了前10年間とします。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを踏まえ取りまとめの方針となっています。</p>

<p>○該当箇所： 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等」第6条の2関係 「解体等に要する費用に充てるための金銭として積み立てる額の総額が解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を上回るものであること」</p> <p>○意見内容： 内部積立ての場合、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額は、P.13の表中に示されたkWhあたりの「解体等積立基準額」に発電量を乗じたもの（kWhベースの金額）となるのか、あるいは、調達费率にて想定する資本費に5%を乗じた額（kWベースの金額）なのかを確認したい。 もしも前者だった場合は、事業者としては年間によって発電量には変動が生じることから、積み立てるべき額に予見性を保つことができないことから、後者の取扱いをしていただきたい。 また、kWベースの場合、パネル容量ではなく連系容量ベースと考えてよいのか、併せて確認したい。 〔2019年の中間整理では、『内部積立ての対象案件は、調達価格に応じて、『調達価格の算定において想定された廃棄等費用（円/kW）』（表中「廃棄等費用総額」）に「認定容量（kW）」を乗じた額以上を、調達期間終了までに積み立てなければならない。また、調達期間終了前10年間は、毎年、当該積立て総額を10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を、積み立てておかなければならない。』とあることから、kWベースでの課金が求められることとは理解しているものの、念のため確認させていただいた。〕</p>		<p>内部積立てが認められた事業に関しては、計画的かつ適切な水準の廃棄等費用の積立てを促すとともに、積立計画を客観的に把握する観点から、外部積立てにおいて積み立てられるべき水準、具体的には、調達価格に応じて、『調達価格の算定において想定された廃棄等費用（円/kW）』に「認定容量（kW）」を乗じた額以上の積立てを求める方針です。これは、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理で取りまとめられたものになります。</p>
<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 「解体等に要する費用に充てるための金銭として積み立てる額の総額が解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を上回るものであること」の確認は、年1回の定期報告で徴される報告に基づき実施されるとの理解でよいのか。</p>		<p>御指摘の点の確認は、内部積立ての認定申請における積立予定総額により確認されることとなり、当該条件を満たしている必要があります。</p>
<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理のP25脚注にておいて、『調達期間終了前10年間は、毎年、脚注19に記載した廃棄等費用の総額を10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を、積み立てておく必要がある』とあるが、これは、年1回の定期報告において、事業開始以降の累積積立額を報告し、当該金額が「廃棄等費用の総額を10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上」、すなわち基準となる累積積立額以上となっていれば基準を満たすという理解でよいのか。</p>		<p>御指摘のとおり、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、内部積立ての要件として求める旨規定することいたします。すなわち、例えば、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を積立予定総額とする場合、積立計画が、調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に毎年の報告時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容となっていることが求められます。 当該要件については、まず、内部積立ての認定申請における積立計画が、上記の条件を満たしている必要があります。その上で、実際に積み立てられているかの確認については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理にもあるとおり、定期報告（年1回）のタイミングにおいて求める報告により実施する方針です。</p>
<p>○保証・保険を活用する場合の要件について 保証や保険が認められるための要件1では、保証人又は保険者が、推進機関に対し、上記効力の消滅時点までの解体等積立金の総額に相当する額について、連帯保証債務又は保険金支払債務を負うことが必要とされているが、実際にこのような債務を負ってまで保険や保証を提供する金融機関や保険会社が見つかっておらず、事実上制度の利用可能性が大変制限されている。資金効率の点で保険や保証の活用は非常に有用なものであり、海外でも広く活用されていると理解しているため、わが国でもこれらの仕組みが広く活用されるような要件の見直しをお願いしたい。 また、もしも要件の見直しが難しいということであれば、積立に必要な額の一部を積立て、一部を保険や保証でカバーするというような取り組みなど、要件を維持しつつも積立方法に関して事業者柔軟な設計が認められるような制度設計としていただきたい。</p>		<p>内部積立ての要件として許容される保証・保険については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいて審議された結果を踏まえ、今後、ガイドラインにおいて明確化することを検討しており、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、確実な廃棄等のための資金確保を実現しつつ、事業者の混乱を抑制するシンプルな制度設計、対象案件数が多いなかでの管理運営コストの抑制といった観点から、外部積立てにおいては、一律、電気供給量に解体等積立基準額を乗じた額の積立てを求めるとします。</p>
<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（以下、「中間整理」）のP25脚注19において、『積立水準の判断に用いる』積み立てる額の総額が解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額について、『調達価格において想定している廃棄等費用』のとり、例えば、調達価格が40円の案件については1.7万円/kW、14円の案件については1.0万円/kWが積み立てるべき廃棄等費用の総額として想定されており、これに認定容量（kW）を乗じた額以上の積立計画を作成する必要がある。ただし、有効数字の桁数については運用に向けて調整の可能性あり。』との記載があるが、内部積み立てにおける積立額の基準適合性を判断するための、各事業の基準額（積み立てるべき総額と各年に積み立てておくべき累積積立額）は、どのように決定・通知等が行われるのか。また、『中間整理』P11脚注3にも、『内部積立ての対象案件は、調達価格に応じて、『調達価格の算定において想定された廃棄等費用（円/kW）』（表中「廃棄等費用総額」）に「認定容量（kW）」を乗じた額以上を、調達期間終了までに積み立てなければならない』とあるが、調達期間終了までに積み立てなければならない額（総額）について、左記文中に「額以上」とあるとおり、『調達価格の算定において想定された廃棄等費用（円/kW）』（表中「廃棄等費用総額」）に「認定容量（kW）」を乗じた額」と同額を含むという理解でよいのか。</p>		<p>内部積立てによる積立てを希望する認定事業者は、内部積立てをすることについて認定を受ける必要があり、当該認定を受けるためには、各認定事業者において、事業計画ごとに、「外部積立てにおいて積み立てられるべき額」の水準以上の積立予定総額等を示した認定申請を行う必要があります。なお、「外部積立てにおいて積み立てられるべき額」の水準の算定方法については、今後、ガイドラインで明確化することを検討しております。 また、御指摘を踏まえ、内部積立てにおいて積み立てるべき額については、外部積立てにおける解体等積立金の額の算定において基礎とした当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額「以上」である旨を規定することいたします。</p>
<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合よりも早期に解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられること」の確認は、年1回の定期報告で徴される報告に基づき実施されるとの理解でよいのか。</p>		<p>まず、内部積立ての認定申請における積立計画が、当該条件を満たしている必要があります。 その上で、実際に積み立てられているかの確認については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理にもあるとおり、定期報告（年1回）のタイミングにおいて求める報告により実施する方針です。</p>
<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合よりも早期に解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられること」とあるところ、「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合」は解体等積立基準額に基づくkWベースでの積み立てが求められ、内部積み立ての基準となる「廃棄等費用の想定額」に認定容量を乗じたkWベースの金額と異なる金額になると考えられるが、当該条件は、解体等積立基準額に基づくkWベースを上回る金額の積み立てを求めるとは趣旨ではなく、上記「kWベースの金額以上の額」が、「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合」に認められる期間よりも早期に積み立てて完了すればよい（積立期間のみのみに着目した条件）との趣旨であるという理解でよいのか。</p>		<p>御指摘のとおり、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、内部積立ての要件として求める旨規定することいたします。すなわち、例えば、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を積立予定総額とする場合、積立計画が、調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に毎年の報告時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容となっていることが求められます。 当該要件については、まず、内部積立ての認定申請における積立計画が、上記の条件を満たしている必要があります。その上で、実際に積み立てられているかの確認については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理にもあるとおり、定期報告（年1回）のタイミングにおいて求める報告により実施する方針です。</p>

<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 137 「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合よりも早期に」という条件について、審議会資料等では「外部積立てと同じか、より早い時期」となっているところ、改正法第15条の6第4項の規定による外部積み立ての場合に認められる「調達期間/交付期間の終了前10年間」での積立完了でも、条件を満たすの理解でよい。さらに、最終的な積立額が、「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合」、すなわち「調達期間終了」よりも実質的に1日でも早く積み立てて完了（口座等への入金時点など）していることが確認されれば条件を満たすのか、もしくは、定期報告時点を基準として1年単位で早期であること、すなわち9年以下での積み立てが求められるのか、条件の詳細を明らかにされたい。</p>	<p>御指摘のとおり、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、内部積立ての要件として求める旨規定することいたします。すなわち、例えば、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を積立予定総額とする場合、積立計画が、調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に毎年の報告時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容となっていることが求められます。</p> <p>当該要件については、まず、内部積立ての認定申請における積立計画が、上記の条件を満たしている必要があります。その上で、実際に積み立てられているかの確認については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理にもあるとおり、定期報告（年1回）のタイミングにおいて求める報告により実施する方針です。</p>
<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 138 「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合よりも早期」であることは、積立完了に要する期間、すなわち最終的な積立完了時点が早期であることを求める条件と考えるが、その理解でよい。仮に異なる場合は、条件の詳細を明らかにされたい。</p>	<p>御指摘のとおり、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、内部積立ての要件として求める旨規定することいたします。すなわち、例えば、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を積立予定総額とする場合、積立計画が、調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に毎年の報告時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容となっていることが求められます。</p> <p>当該要件については、まず、内部積立ての認定申請における積立計画が、上記の条件を満たしている必要があります。その上で、実際に積み立てられているかの確認については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理にもあるとおり、定期報告（年1回）のタイミングにおいて求める報告により実施する方針です。</p>
<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第6条の2（認定基準）</p> <p>○意見内容 139 「内部積立てに係る上記各要件を満たさなくなった場合について、以下の事項に同意すること。当該時点において積み立てられているべき積立金に相当する額の金銭を、遅滞なく（電気事業法第28条の4に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。））に積み立てること。当該時点以降は、改正法第15条の6及び第15条の7の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てることがあるが、外部積み立てに移行した場合、当該積立金等に対して、金融機関等による担保権等の設定は可能という理解でよい。</p> <p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）第13条の7（解体等積立金の取戻し）</p> <p>○意見内容 「認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている場合」の取戻し可能として「推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額」とあるが、これは具体的にどのような場合を想定した規定か御教示願いたい。また、関連して、「（解体等の完了の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）」との記載が無い理由を教示願いたい。</p>	<p>御指摘のとおり、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、内部積立ての要件として求める旨規定することいたします。すなわち、例えば、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を積立予定総額とする場合、積立計画が、調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に毎年の報告時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容となっていることが求められます。</p> <p>・1つ目について 外部積立ての場合、積立金の取戻しは、解体等の実施に要する費用に充てる場合等の一定の条件を満たす場合に認められるため、取戻し条件を満たさなければ積立金を取り戻すことはできません。その前提のもとで、例えば、事業者が倒産した場合にそれまでの積立金の累積額が解体等の実施に要する費用を上回ることを想定し、認定事業者との関係において積立金の取戻請求権に担保権を設定することも考え得るところです。この場合、原則として、余剰の積立金は認定事業者の財産として返還されるため、通常の倒産時の法的整理に従って処理されるものと考えられます。</p> <p>・2つ目について 「認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている場合」としては、外部積立てをしていた事業者が内部積立てに移行した場合を想定しています。また、「認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている場合」における取戻し可能額も、「推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（解体等の完了の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）」となります。このため、御指摘をふまえ、「（解体等の完了の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）」の旨追記することとします。</p>
<p>○契約内容の公表について 保証や保険が認められるための要件2では、保険・保証のいずれについても、適切な情報提供の観点から、契約内容等の公表を条件とすることされているが、すでにワーキンググループの中でも指摘があった通り、金融機関や保険会社から情報公開の程度について懸念が伝えられている。制度の目的を達成する上で必要最小限となるよう配慮をいただきたい。</p> <p>140</p>	<p>いただいたご意見も参考にしつつ、適切な制度の運用に努めてまいります。</p>
<p>○該当箇所 概要5頁「第6条の2 認定基準」2つ目の矢羽根（「改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合よりも早期に解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられること」）</p> <p>○意見内容 141 ワーキンググループ「中間整理」25頁脚注20では、「調達期間終了前10年間は、毎年、脚注19に記載した廃棄等費用の総額を10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を、積み立てておく必要がある」との記載があり、また、2020年10月19日付資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討」4頁4頁では、「定期報告（年1回）により廃棄等費用の積立て状況を確認」との記載がある。これらの記載からすると、年1回の定期報告のタイミングで、最終的に必要となる廃棄等費用総額の10分の1ずつが毎年積み立てることを確認できる場合には、上記該当箇所の認定基準を充足するものと理解されるが（すなわち、特定契約上の対価が支払われる毎月のタイミングで、外部積立てにおける積立額との比較を行う必要はない理解。）、かかる理解でよい。</p> <p>○理由 概要の記載からは明らかでないため。</p>	<p>御指摘のとおり、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、内部積立ての要件として求める旨規定することいたします。すなわち、例えば、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を積立予定総額とする場合、積立計画が、調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に毎年の報告時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容となっていることが求められます。</p> <p>当該要件については、まず、内部積立ての認定申請における積立計画が、上記の条件を満たしている必要があります。その上で、実際に積み立てられているかの確認については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理にもあるとおり、定期報告（年1回）のタイミングにおいて求める報告により実施する方針です。</p>
<p>○該当箇所 概要5頁「第6条の2 認定基準」3つ目の矢羽根の1つ目ー</p> <p>○意見内容 142 1. 「金融機関との契約において…定められ、当該積立金が他の用途に用いられないことが確保されていること」とあるが、2019年10月29日付「太陽光発電設備の廃棄費用の積み立てを担保する制度に関する詳細設計」3頁18頁にも記載のように、プロジェクトファイナンス案件において「撤去費用積立口座」等として積立金をプールする口座を定める場合に、一時的に当該口座への積立てが支払順位が上位の口座への振込・積立等の原資が不足したときに、当該口座内の金銭を取り崩して上位口座への振込・積立等に充当する旨が規定されていたとしても、定期報告（年1回）のタイミングで、外部積立の場合に当該時点において積立てが必要となる金額（解体等積立基準額）以上の金額が当該口座に積立てられている問題ないとの理解でよい。</p> <p>2. 定期報告（年1回）のタイミングで、仮に一時的に当該口座内の金銭が外部積立の場合に当該時点において積立てが必要となる金額を下回ったとしても、原則1年以内（すなわち、次回の定期報告のタイミングまでに）、解体等積立基準額の水準まで戻せば問題ないとの理解でよい。</p> <p>3. 「原則1年以内という点については、具体的にどのような場合に例外が認められるのか、示してほしい。</p> <p>（理由） 概要の記載からは明らかでないため。</p>	<p>御指摘のとおり、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、内部積立ての要件として求める旨規定することいたします。すなわち、例えば、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を積立予定総額とする場合、積立計画が、調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に毎年の報告時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容となっていることが求められます。</p> <p>1について 御認識のとおりです。なお、ご指摘を踏まえ、解体等に要する費用が当該契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されていることを求める旨を規定することいたしました。</p> <p>2について 御認識のとおりです。</p> <p>3について 1年以内に、外部積立てにより解体等積立金を積み立てる場合の水準以上に積立額を戻さないことについて、やむを得ない事情があり、かつ、将来に確実に回復することが見込まれる場合等が考えられます。</p>

143	<p>○該当箇所 概要5頁「第6条の2 認定基準」4つ目の矢羽根（「上記のとおりのお金の積立ての方法以外によって資金を確保する場合においては、当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること」）</p> <p>○意見内容 1. 2020年10月19日付資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討丸4」J23頁に記載されている上場インフラファンドの取扱いについて、上場インフラファンド投資法人における内部積立てが認められるための具体的な要件とともに明確化していただきたい。 2. 2020年10月19日付資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討丸4」J23頁の最後の白丸に記載された「両者が同一の売電収入を原資に事業を行っていることを示す資金の流れ、貸借人からの契約の解除の制限、発電設備や設置された土地の他目的使用の制限など」は、「財務的・組織的・一体的性を示す条項」を例示したものであり、一つ一つ絶対的な要件ではない、という理解でよいか。具体的には、少なくとも投資法人と貸借人SPCとの間の設備の賃貸借契約において、原則的には貸借人SPCからの解除や更新拒絶は制限しつつも、当該契約に基づく賃貸借がファイナンスではなくオペレーティングリースに該当することを確保するために、一定期間（例えば10年）ごとに貸借人SPCから解除や更新拒絶できる仕組みとしていることがあり、このことのみを以って、貸借人からの契約の解除の制限」がなされていないと判断されれば、大半の投資法人が内部積立ての要件を充たさないこととなるのではないかと懸念される。</p> <p>○理由 概要の記載からは明らかでないため。</p>	<p>内部積立てにおける上場インフラファンド投資法人の取扱いについては、御指摘の太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループでの議論を踏まえ、今後、ガイドラインにおいて明確化することを検討しております。いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
144	<p>○該当箇所 概要5頁「第6条の2 認定基準」4つ目の矢羽根（「上記のとおりのお金の積立ての方法以外によって資金を確保する場合においては、当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること」）</p> <p>○意見内容 2020年10月19日付資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討丸4」J22頁において言及のあった「保険・保証」が内部積立ての方法として認められることを、認められるための具体的な要件とともに明確化していただきたい。</p> <p>○理由 概要の記載からは明らかでないため。</p>	<p>内部積立ての要件として許容される保証・保険については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいて審議された結果を踏まえ、今後、ガイドラインにおいて明確化することを検討しております。</p>
145	<p>（該当箇所） 概要4頁「第5条 認定基準」</p> <p>（意見内容） これらの要件は、改正法第9条第4項第1号による認定基準ではなく、改正法第9条第4項第7号の認定基準として定めるべき。</p> <p>（理由） 改正法第9条第4項第1号は、同法第9条第4項第7号と異なり、改正法第15条第2号において、認定計画が同法第9条第4項第1号に適合しなくなったときは、認定の取消事由に当たるものとされている。概要4頁「第5条 認定基準」は、あくまで内部積立が認められるための要件であり、これらに適合しなくなった場合に、内部積立が認められなくなる（外部積立への移行が必要となる）のは当然としても、これは留まらずFIT認定・FIP認定そのものを取り消す（つまり、FIT制度やFIP制度の適用を受けられなくなる）ことは、内部積立を利用しようとする事業者に対し、不当な追加的不利益を課すものと言わざるを得ないように思われる（例えば、適法に変更認定の手続きを経て、事後的に太陽光発電設備の出力を1,000kW未満に下げたことにより、電気事業法上の発電事業者に該当しなくなった場合に、それだけで認定取消事由に該当することになってしまふ。）。太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいても、こうした不利益まで課すという議論はなされていなかったと認識している。 なお、仮に、改正法第9条第3項の事項を発電事業計画に追加する改正法第10条第1項の追加認定のみを取り消し可能とするという趣旨であるならば、概要5頁「第6条の2 認定基準」の要件に適合しなくなった場合にも同様の措置が必要となり、また、改正法第15条の規定自体の改正も必要となるはずである。 したがって、上記のような趣旨と解することも難しいものと思われるため、やはり、改正法第9条第4項第1号による認定基準として定めることは、適切でないと考える。</p>	<p>内部積立てにより廃棄等のための資金を確保して認定事業者が、内部積立てを認める条件を満たさなくなった場合には、外部積立てへの移行手続をとっていただく必要があり、適切に手続が行われる限り、内部積立てを認める条件を満たさなくなったことだけをもって取消事由には該当することにはなりません。 なお、内部積立てを認める条件として、上記外部積立てへの移行時の取扱いについて同意していることを求めることは、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理においても取りまとめられています。</p>
146	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係） 第6条の2 認定基準 毎年、確保されている解体等に要する費用に充てるための金銭の額（金銭の積立て以外の方法によって資金を確保する場合にあつては、当該金銭の確保の方法）を公表することに同意すること</p> <p>○意見内容 第6条の2 認定基準に「毎年、確保されている解体等に要する費用に充てるための金銭の額（金銭の積立て以外の方法によって資金を確保する場合にあつては、当該金銭の確保の方法）を公表することに同意すること」と規定されているが、廃棄処理は、委託業務契約に基づき実施されるものである。 毎年、積立額を公表することは実際の廃棄費用を事前に固定化することとなり、委託業務契約内容をめぐる恐れがあるので、公表ではなく報告義務とされたい。</p>	<p>国において積立金の基準額を決めても、実際に積み立てる積立金の額は供給電力量により異なること、実際に廃棄等に要した費用が積立金を下回ればその差額についても取り戻せること、解体等を依頼する事業者を選択することができることを踏まえると、一定の競争原理が働くと考えられ、事前に固定化するという御指摘は必ずしも当たらないものと考えます。 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいても、コストや廃棄等の最小化は、イノベーション等による廃棄等の効率化や、基礎・架台のリース等による将来の低減ポテンシャルを見据えて未来志向で検討すべきと整理されています。将来、廃棄等費用が想定と著しくずれることが明確になった場合には、積立金の基準額見直しも含めた検討をしていきます。</p>

147	<p>○該当箇所 再エネ特措法施行規則の一部改正（第二条関係） 第6条の2 認定基準 内部積立による事業計画認定を受けるための要件に係る認定基準のうち、以下の部分 解体等に要する費用に充てるための金銭の積立ての方法が、次のいずれかに該当するものであること （略） -金融機関との契約において、再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び積立金の管理に係る事項が定められ、当該積立金が他の用途に用いられないことが確保されていること</p> <p>○意見内容 解体等の費用の積立金を管理するための専用口座（以下「解体費用積立口座」という。）に関して、金融機関が元利金債権等を被担保債権とする担保権（預金返還請求権に対する質権等）を設定することは認められることを念のため確認されたい。</p> <p>○理由 プロジェクトファイナンスによる資金調達を行っている案件では、原則として借入人である発電事業者の資産の全てに、金融機関のための担保権が設定される。かかる担保権は、金融機関の元利金債権等を担保するものであるが、同時に、担保対象の資産が発電事業者の一般債権者に対する債務の引当てとなることを防止し、事業の継続を図ることも目的としている。（なお、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループの「中間整理」（2019年12月）の脚注23においても、金融機関が解体費用の積立金に対して担保設定することが想定されている。）したがって、解体費用積立口座に関して、金融機関が担保権を設定することは、内部積立のための認定基準を受けの上で問題とならないことを確認していただきたい。</p>	<p>御理解のとおり、内部積立てが認められる場合の解体等の費用の積立金を管理するための専用口座（以下「解体費用積立口座」という。）に関して、金融機関が元利金債権等を被担保債権とする担保権（預金返還請求権に対する質権等）を設定していただくとしても、そのことだけをもって、今回定める内部積立ての要件を欠くことにはなりません。</p>
148	<p>○該当箇所 「第5条 認定基準」2つ目の矢羽根（「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講ずるものであり、当該取組の状況を公表すること」）</p> <p>○意見内容 「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組」として、具体的にどのような取組が必要となるのか、ご教示ください。</p> <p>○理由 概要の記載からは明らかでないため。</p>	<p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組として、例えば、以下のようなものが現時点で考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の理解促進等を目的とした取組 ・事業実施地域等における環境教育等の活動への協力
149	<p>○該当箇所 再エネ特措法施行規則の一部改正（第二条関係） 第6条の2 認定基準 内部積立による事業計画認定を受けるための要件に係る認定基準のうち、以下の部分 解体等に要する費用に充てるための金銭の積立ての方法が、次のいずれかに該当するものであること （略） -金融機関との契約において、再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び積立金の管理に係る事項が定められ、当該積立金が他の用途に用いられないことが確保されていること</p> <p>○意見内容 金融機関との間の契約において、借入人たる発電事業者に期限利益喪失事由が発生した場合、金融機関が解体費用積立口座について充当の順位や条件を変更することができる旨の規定を定めることは、認定基準における「積立金が他の用途に用いられないことが確保されている」という部分に反することなく可能であると解してよいか。</p> <p>○理由 プロジェクトファイナンスにおける資金管理のルールにおいては、借入人に期限利益喪失事由が発生した場合、借入人の資金管理のための各口座について、口座間の充当順位を貸付人が変更できるという規定が一般的に盛り込まれている。かかる規定により解体費用積立口座への積立ての順位を変更することは、認定基準における「積立金が他の用途に用いられないことが確保されている」という部分に反することなく可能であると解してよいか。</p>	<p>御理解のとおり、金融機関との間の契約において、借入人たる発電事業者に期限利益喪失事由が発生した場合に金融機関が解体費用積立口座について充当の順位や条件を変更することができる旨の規定を定めたとしても、そのことだけをもって、今回定める内部積立ての要件を欠くことにはなりません。</p>
150	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係） 第6条の2 認定基準</p> <p>○意見内容 ある発電所に関し、土地所有者と賃貸借契約を締結し、土地を借り受けて発電事業を行っている。当該賃貸借契約上、契約期間中に保証金を土地所有者に納めることが求められているため、融資を受けている金融機関に手数料を払って銀行保証状を発行してもらい、土地所有者に提出した。融資契約により、銀行からの融資期間が終了する時期（調達期間終了より前）に保証状額面相当額に達するように、その数年前から専用の銀行口座に積み立てを行うこととなっていた。融資契約終了時に、銀行保証状を土地所有者から回収し、代わりに積立てを取り崩して現金を土地所有者に納付することになる。 内部積立の場合、積立方法は現金によらず別の手段、例えば銀行保証状等も可能としていただきたい。 あるいは、このような詳細な点は、規定でなく別添ガイドライン等での記載を検討されるのか。</p>	<p>内部積立については、一定の要件を満たす金融機関との保証により廃棄等費用に充てる資金を確保することを認める方針が、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいて、まとめられました。同ワーキンググループで審議された結果を踏まえ、今後、ガイドラインにおいて明確化することを検討しております。</p>

151	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係） ・第6条の2 認定基準</p> <p>○意見内容 第6条の2 認定基準の中に、「認定の申請をした者又はその親会社等若しくは子会社等（金商法上の金融取引所またはこれに準ずる取引所において株式を上場している場合に限り）」という規定（第6条の2 認定基準）があるが、この記述の中の（金商法上の…場合に限り）という記述は、その解釈としては 1. 認定を申請をした者又はその親会社等若しくは子会社等、にかか 2. 親会社等若しくは子会社等、にかか 3. 子会社等、にかか のいずれになるのか。 また、その記述の方法についても誤解のないように明確にしてほしい。</p>	<p>ご指摘の「（金商法上の金融取引所またはこれに準ずる取引所において株式を上場している場合に限り）」は、「認定を申請をした者又はその親会社等若しくは子会社等」にかかっています。また、正しく理解されるよう、適切な周知方法を検討しています。</p>
152	<p>○積立金の積立て方法について： 上場企業にのみ内部積立を認めていることは公平では無い。 地方銀行でローンを組んでいる場合、定期預金や生命保険金を担保に出している場合が多く、また補修用の別途強制積立を行っている事も多く、二重積立でキャッシュフローが赤字になる状況が想定される。 償却資産税を支払っていない発電所、管理体制がなされていない発電所が多数ある状況であり、それらの対応及びより簡便な報告体制・内部留保申告（金融機関の残高報告等）・システム構築が優先すべき案件だと思われる。</p>	<p>内部積立では、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に、例外的に認められるものです。具体的な内部積立が認められる要件としては、会計士により監査された財務諸表の開示及び上場審査が行われている場合だけでなく、金融機関との契約による厳格な資金管理がされている場合又は一定の要件を満たす保険若しくは保証により資金確保が担保されている場合も含めることとしています。 なお、ご意見をいただいた対応方法を導入しとしても、廃棄等費用の工面がされず設備が放置・不法投棄されるという事態を未然に防止することは困難と考えられます。そのため、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を適用することとしています。</p>
153	<p>内部積立での認定基準は、明らかに大企業を除外する意図が見える。大企業といえど、他の目的で使用することは可能で、公平性を欠く。</p>	<p>内部積立では、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に、例外的に認められるものです。具体的な内部積立が認められる要件として、一定規模以上の企業であることを必須要件とはしていません。なお、これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
154	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係） 第5条 認定基準 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること ○意見内容 第5条認定基準に「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること」と規定されているが、調達期間終了後の事業継続の可否は、小売電気事業者との卸供給契約内容、電力市場の動向、出費者の継続意思、発電設備の稼働状況等から調達期間終了前近傍の適切な時期に総合的に判断されるものであり、調達期間終了後の継続性について現時点で判断することは、事業運営上困難である。 発電設備を適切に保守点検していくことは基本であるが、調達期間終了後の事業継続するための措置を、現時点であらかじめ講ずることは事業運営上不合理であり、認定基準からの削除を要望したい。</p>	<p>内部積立では、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に、例外的に認められるものです。長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められるための要件として、調達期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項等を内容とする長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表することを求めることとします。なお、これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（パブリックコメント）を経た上での方針となっています。</p>
155	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係） 第5条 認定基準 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること ○意見内容 第5条認定基準に「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること」と規定されているが、発電設備を適切に保守点検していくことは極めて重要であるが、保守点検は調達期間終了後の事業継続を前提として実施されるものではない。このため、調達期間終了後も継続するために要求されている必要な措置が、何を求めているのかわからない。調達期間終了後の事業継続するための措置にかかわらず、発電設備を適切に保守点検していくことは極めて重要である。そのうえで、「調達期間終了後も継続するために必要な措置」として、具体的にどのような措置を想定しているかを具体的に示されたい。</p>	<p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置として、例えば、以下のようものが現時点で考えられます。 ・ 調達期間終了後の売電方法等に関する検討状況等を事業計画等に記載する ・ 調達期間終了後の発電所の用地確保等に関する取組状況を事業計画等に記載する</p>
156	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係） 第5条 認定基準 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講ずるものであり、当該取組の状況を公表すること ○意見内容 第5条認定基準に「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講ずるものであり、当該取組の状況を公表すること」と規定されているが、地域社会との共生に向けた活動は、共生の相手方、すなわち地域社会との協議、理解の上を実施されるものと考えられる。また、運転開始前の実施の他、運転開始後も継続的に実施される活動もある。したがって、地域社会との共生に向けた活動は、すべての事業活動に必要なものであり、認定基準ではなく、努力義務または推奨事項に変更されたい。</p>	<p>内部積立では、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に、例外的に認められるものです。長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められるための要件として、発電事業の継続に向けた地域との共生に向けた取組に関する事項等を内容とする長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表することを求めることとします。なお、これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（パブリックコメント）を経た上での方針となっています。</p>
157	<p>内部積立では大手のみという発想を含め、非常に公平性に欠けた法令である。日本国内でも再生エネルギー0%は可能。電力会社の変電所単位に大型蓄電池を設置すれば良い、その費用こそ電気代にのてて国民から徴収すべきであり、大手一般電力会社には守るだけの費用を賦課金で回収することはやめるべきだ。</p>	<p>内部積立では、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に、例外的に認められるものです。具体的な内部積立が認められる要件として、一定規模以上の企業であることを必須要件とはしていません。また、大手電力会社を守るための費用を賦課金で回収するという御指摘も当たりません。なお、これらの要件については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの（パブリックコメント）を経た上での方針となっています。その他いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
158	<p>○第6条の2 認定基準 （意見） 「改正法第15条の6第4項の規定…よりも早期に…金銭が積み立てられること」「早期」について、その定義を分かりやすく示して頂きたい。</p>	<p>太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理に沿った表現に修正し、内部積立により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることを、場合として要件として求める旨規定することとしています。</p>
159	<p>○「第6条の2 認定基準」関係 廃棄費用の積立について、内部積立の場合、プロジェクトファイナンス案件等ではレンダーとのローン契約等に基づき、月次で積立する運用が一般的と思われる。 中間整理では積立総額を10年間で均等に分割した金額の積立が求められているところだが、運転費用報告を提出するタイミング（運転開始月またはその翌月）では、当該年次に積立する予定の額が積立しきれない場合なども想定される。 積立総額を10年間で均等に分割した金額を更に月割した金額が積み立てられれば良いとするなど、柔軟に運用することを検討していただけないか。</p>	<p>内部積立の場合、外部積立により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることが、要件として求められます。 本制度による義務的な積立での開始は、調達期間終了時から10年前の日であり、それ以降、毎年の定期報告（発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回報告）のタイミングにおいて、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に、毎年の報告時点で積み立ておくべき額以上の額を積み立てていることが求められます。 毎年の定期報告は、発電設備が運転開始した前月までの内容について報告が求められるものであるため、例えば、調達期間終了時から9年前の日以降直近の報告では、上記の10年間で均等分割のうち1年分が積み立てられていることが求められます。そのため、ご質問のような問題は生じないものと考えております。</p>

160	<p>内部積立の方法も多種多様でなければ、再生可能エネルギー設備の運用維持を適正に行っている事業者を淘汰することに繋がりにくい。</p> <p>設備の保守点検を適正に行っている事業者は、毎月の収支は厳しい状況と思われる。</p> <p>どうか適切な判断により、今回の法改正を中止したく、適正な法改正が行われることを切に願う。</p>	<p>本制度は、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めこととしていますが、外部積立てでなくとも廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合には、例外的に内部積立てが認められることとしています。</p> <p>上記の趣旨をふまえて、内部積立てが認められる事業については、一定の条件を満たしていただく必要があります。このことは、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを経た上での方針となっています。</p> <p>また、具体的な内部積立てが認められる要件としては、会計士により監査された財務諸表の開示及び上場審査が行われている場合だけでなく、金融機関との契約による厳格な資金管理がされている場合又は一定の要件を満たす保険若しくは保証により資金確保が担保されている場合も含めることとしています。</p> <p>なお、再エネ特措法の改正に係る法律（エネルギー供給強靱化法）は、国会での審議等を経て、2020年6月に成立しており、再エネ特措法施行規則の一部を改正する省令等を対象にした本意見公募の対象ではありません。</p>
161	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）（以下、規則案）第5条（認定基準）</p> <p>○意見内容 「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるもの」とあり、当該措置を公表することに関して、当該「必要な措置」として、例えば次に挙げるような内容等が想定されるが、理解に相違ないか。また、これ以外にどのような措置が要件を満たすと考え得るか、例示頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FIT買取期間終了後の売電方法等の検討状況等を事業計画等に記載する ・調達期間終了後の発電所用地の確保等に関する取組み状況を事業計画等に記載する 	<p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置として、現時点での基準において、御意見いただいた内容等は想定される具体例として相違ありません。なお、その内容等は事業によって様々であると考えられるため、追加での例示はいたしません。</p>
162	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）（以下、規則案）第5条（認定基準）</p> <p>○意見内容 「調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるもの」とあるが、当該「公表」の方法につき教示願いたい。例えば、事業計画に記載（事業計画のフォーマットが改訂された場合）し、当該記載事項を真実Website等で公表するのか、各事業者が個別に何らかの方法で公表するのかなど。</p>	<p>公表の方法については、各事業者が各事業者のウェブサイト等で措置内容を公表し、当該ウェブサイトのURL等を「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」にて公表する方法を検討しています。</p>
163	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）（以下、規則案）第5条（認定基準）</p> <p>○意見内容 「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講ずるもの」とあり、当該取組の状況を公表することに関して、当該「発電事業と地域社会との共生に向けた取組」として、例えば次に挙げるような内容等が想定されるが、理解に相違ないか。また、これ以外にどのような措置が要件を満たすと考え得るか、例示頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動等への協賛・参加 ・事業の理解促進等を目的とした施設の見学受け入れや関連する設備の整備 ・発電所立地地域等における環境教育等の活動への協力 	<p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組として、現時点での基準において、御意見いただいた内容等は想定される具体例として相違ありません。なお、その内容等は事業によって様々であると考えられるため、追加での例示はいたしません。</p>
164	<p>○該当箇所 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正案（第二条関係）（以下、規則案）第5条（認定基準）</p> <p>○意見内容 「地域社会との共生に向けた取組を講ずるもの」とあり、当該取組の状況を公表することとあるが、当該「公表」の方法につき教示願いたい。例えば、事業計画に記載（事業計画のフォーマットが改訂された場合）し、当該記載事項を真実Website等で公表するのか、各事業者が個別に何らかの方法で公表するのかなど。</p>	<p>公表の方法については、各事業者が各事業者のウェブサイト等で措置内容を公表し、当該ウェブサイトのURL等を「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」にて公表する方法を検討しています。</p>
165	<p>大企業の運営する発電所は内部積立が可能で、零細発電事業者は強制積立というのは、大企業の外圧を意識しているのではないかと。小さな会社は安心して任せられないところか。</p>	<p>内部積立ては、外部積立てでなくとも廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に、例外的に認められるものです。具体的な内部積立てが認められる要件について、一定規模以上の企業であることを必須要件とはしておりません。なお、これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを経た上での方針となっています。</p>
166	<p>・「第5条 認定基準」関係 「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるもの」とあり、当該措置を公表することとは、新規の認定案件のみを対象としたもので、既認定案件は対象としない理解でよいか確認したい。</p>	<p>御指摘の規定は、内部積立てが認められるための要件を定めるものです。内部積立てによる積立てを希望する認定事業者は、内部積立てをすることについて認定を受ける必要があり、当該認定を受けるためには、令和4年4月1日以降にFIT認定を受けようとする事業者だけでなく、同日時点で既にFIT認定を受けている事業者についても、等しく充足を求めることとしております。</p>

167	<p>○該当箇所： 4ページ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」 ・当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること ・当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講ずるものであり、当該取組の状況を公表すること</p> <p>○意見内容： 意見 ・「調達期間の終了後も継続するために必要な措置」や「地域社会との共生に向けた取組」について、報告フォーマットや報告すべき事項が明示されていない。 ・また、左記の措置や取り組みの状況を外部に公表することには違和感がある。</p> <p>○理由： 現在の事業計画のフォーマットには、「調達期間の終了後も継続するために必要な措置」や「地域社会との共生に向けた取組」の報告欄などは存在しないものと理解している。改正省令等が施行された後は、定期報告を通じて左記の措置や取り組みの状況の報告が求められる理解で正しいか確認したい。 併せて、どのような事項について報告が求められるか確認したい。 なお、国や自治体など、然るべき公的機関に対して左記の措置や取り組みの状況を報告することへの異論はないが、当該措置や取組について、外部に公表することには違和感がある。 調達期間終了後も運転を継続するためには、アグリケーションビジネス等の制度環境が整い、調達期間終了後の事業スキームを精緻に整理できた状況下で地元地権者を含む地域社会との合意形成を図る必要がある。 左記のような事業スキームの整理や地域社会との合意形成が伴わないまま、調達期間終了後に運転継続の意思の有無が外部に公表されることによって、却って地域社会との軋轢を生じる可能性もあることから、左記の措置や取り組みを外部に公表することについては反対する。</p>	<p>ご理解のとおり、事業計画の認定申請様式等についても、改正を行います。</p> <p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置として、例えば、以下のようなものが現時点で考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達期間終了後の売電方法等に関する検討状況等を事業計画等に記載する ・ 調達期間終了後の発電所の用地確保等に関する取組状況を事業計画等に記載する <p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組として、例えば、以下のようなものが現時点で考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の理解促進等を目的とした取組 ・ 事業実施地域等における環境教育等の活動への協力 <p>また、内部積立では、発電事業終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかという地域の懸念が高まっているなかで、原則として源泉徴収的な外部積立が求められる一方、確実な資金確保と長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に例外的に認められるものです。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
168	<p>○対象省令 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係）</p> <p>○意見箇所 第5条 認定基準</p> <p>○意見 「調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること」及び「地域社会との共生に向けた取組を講ずるものであり、当該取組の状況を公表すること」に関し、どのような対応ならびに情報開示が求められるのか、具体的な例示などその要件を明確にして頂きたい。</p>	<p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置として、例えば、以下のようなものが現時点で考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達期間終了後の売電方法等に関する検討状況等を事業計画等に記載する ・ 調達期間終了後の発電所の用地確保等に関する取組状況を事業計画等に記載する <p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組として、例えば、以下のようなものが現時点で考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の理解促進等を目的とした取組 ・ 事業実施地域等における環境教育等の活動への協力
169	<p>○該当箇所 「第5条 認定基準」1つ目の矢羽根（「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること」）</p> <p>○意見内容 「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置」として具体的などのような措置が必要となるのか、ご教示ください。</p> <p>○理由 概要の記載からは明らかでないため。</p>	<p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置として、例えば、以下のようなものが現時点で考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達期間終了後の売電方法等に関する検討状況等を事業計画等に記載する ・ 調達期間終了後の発電所の用地確保等に関する取組状況を事業計画等に記載する
170	<p>「再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理」について、内部積立と源泉徴収型を選択できるのは一定規模以上の発電所であることは、法の下の平等に反していないか。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立でを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めるものです。また、内部積立では、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合に、例外的に認められるものです。具体的な内部積立が認められる要件として、事業計画における再生可能エネルギー発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物であることなどを求めています。これらについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめの「パブリックコメント」を経た上での方針となっています。 上記のとおり、内部積立が認められるかどうかに関し、一定の要件を満たす事業計画とそうでない事業計画で取扱いに差異を設けることは、本制度の趣旨を踏まえた合理的な区別であり、法の下の平等に反するものではないと考えています。</p>
171	<p>○第4条の2 認定手続について 内部認定の認定基準を満たしていると思われる事業者であっても、IDによっては内部認定を申請せず、外部積み立てとすることは可能か。</p>	<p>内部積立では、事業計画ごとに認められます。このため、内部認定の認定基準を満たしていると思われる事業者であっても、事業計画ごとに内部積立での認定申請を行っていただくことになります。したがって、IDによっては内部積立での認定申請を行わず、外部積立とすることも可能です。</p>

172	<p>○該当箇所 再エネ特措法施行規則の一部改正（第二条関係） 第6条の2 認定基準 内部積立による事業計画認定を受けるための要件に係る認定基準のうち、以下の部分 「解体等に要する費用に充てるための金銭の積立ての方法が、次のいずれかに該当するものであること」 （略） 「金融機関との契約において、再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び積立金の管理に係る事項が定められ、当該積立金が他の用途に用いられないことが確保されていること」</p> <p>○意見内容 解体費用積立口座よりも上位の口座（元利金返済の口座を含む）に資金不足が生じる場合、解体費用積立口座内の資金を一時的に当該上位の口座に振り替えて、解体以外の目的で使用することは許容されるか。</p> <p>○理由 プロジェクトファイナンスにおける資金調達を行っている案件では、各種支払のための専用口座を設け、各口座間の充当順位や条件を定める厳格な資金管理のルールが定められることが一般的である。かかる規定においては、一般的に、上位の口座において資金不足が生じる場合、下位の口座内の資金を当該上位の口座に振り替えて、当該上位の口座の資金不足を解消するという仕組みが一般的に盛り込まれている。（なお、「中間整理」の脚注21においても「例えば、金融機関が関与して各費用等の支払のための専用口座を開設し貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った資金管理をしている案件では、何らかのトラブルにより発電できない状況が頻発した場合、充当順位や条件に従って、廃棄等のための積立金を管理している専用口座から元利返済の費用を充当するケースも想定される。」との記載があり、解体費用積立口座内の資金が元利返済に充当されることを想定しているようである。） このような上位口座の資金不足時の振替えの仕組みと、認定基準における「当該積立金が他の用途に用いられないことが確保されていること」という部分との関係が不明確である。 解体費用積立口座については、かかる上位口座への振替えの仕組みが認められないのか、あるいは、一定の範囲内で（たとえば、当該時点において外部積立を行っている場合と同等の金額を解体費用積立口座に残したうえで、かかる金額を上回る分について）上位口座への振替えは許容されるか、ルールを明確にしたい。</p>	<p>ご理解のとおり、プロジェクトファイナンスにおける資金調達を行っている案件において、解体費用積立口座よりも上位の口座（元利金返済の口座を含む。）に資金不足が生じる場合、解体費用積立口座内の資金を一時的に当該上位の口座に振り替えて、解体等以外の目的で使用したとしても、そのことだけをもって、今回定める内部積立での要件を欠くことにはなりません。 上記の点を明確化するため、解体等に要する費用が当該契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されていることを求めることといたします。</p>
6-8	<p>廃棄費用に関する御意見（その他に関するもの） 高単価FITの太陽光と低単価FITの太陽光の状況が違うように、営農型太陽光と一般的な野立太陽光とも区別していただきたい。</p>	
173	<p>（営農型太陽光についての意見） 農業委員会による農地一時転用の許可要件に、営農に問題がある場合は遅滞なく撤去すること、撤去費用の明示がなければ受理されないこと、既に農業委員会が正しい営農型太陽光の運営について監督責任を果たしていることといったものに加え、毎年の定期報告時に項目を増やし、撤去費用の積み立て状況を提示できれば十分ではないか。 また、営農型太陽光の架台は、直射日光を和らげる遮光棚として機能している面もあり、農作物の品質向上に役立っている。 一般的な野立太陽光と異なり、営農を続ける限り、管理放棄され草で覆われるといったことも起こらない。 万が一、20年後に電力会社が電力買取拒否した場合でも充電に対応した農業機械、農業用水を取り入れるポンプ等、活用できるため撤去するメリットは皆無。 撤去前提の制度導入により日本の農家をこれ以上苦しめることの無いよう再検討をお願いしたい。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念があります。 廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるものの、積立については低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたもの、なお積立ての実施率が低かったため、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立とする制度を導入することとしています。 その際、10kW以上の太陽光発電については、それが営農型太陽光であっても、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に廃棄等費用が考慮されてきています。このため、事業者にとって公正かつ公平な制度とするという観点から、10kW以上全ての太陽光発電を本制度の対象とすることとしました。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
174	<p>営農型は簡易設計であり、制度の対象から除外すべき。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むといった状況のため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念があります。 本制度は、こうした地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するためのものです。当該発電設備の設計が簡易であるかによらず、こうした取組を行うことで、再生可能エネルギーが、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう、努めてまいります。</p>
175	<p>営農型太陽光については、次に挙げる事情等から、その撤去は農業の事業性で判断するのが自然であり、内部積立により撤去を実施することが実態にあっている。そのため、営農型太陽光であることを、内部積立を認める場合の条件に含めていただきたい。 ① 農業委員会による農地一時転用の許可要件に、営農に問題がある場合は遅滞なく撤去することがなわたり、撤去費用の明示がなければ受理されず、農業委員会が正しい営農型太陽光設備の運営管理について監督の機能を果たしていること ② 毎年営農状況を報告することになっており、ここで撤去費用の状況を報告することで撤去に対する備えが確認できること ③ 営農型架台は売電と同時に農業施設（ex.遮光棚）としても機能しているため、発電の役目を終えても設備はそのまま活用することが想定されること</p>	<p>本制度は、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めるとしていますが、外部積立でなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合には、例外的に内部積立が認められることとしています。 上記の趣旨をふまえると、内部積立が認められる事業については、一定の条件を満たしていただく必要があります。このことは、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。 このため、営農型太陽光発電設備であることだけをもって内部積立を認めることはできませんが、営農型太陽光発電であっても、内部積立で認められる要件を満たせば、内部積立による廃棄等のための資金確保が認められます。</p>
176	<p>住宅の場合、パネルを屋根材として設置するケースがあり、基本的に住宅は、30年や40年住み続ける。 パネルは、30年ぐらいの耐久性は普通にあるため、住宅を取り壊すまで使用すると思われる。10kW以上でも住宅の屋根に乗せているものに関しては、廃棄費用の徴収は、やめていただきたい。</p>	<p>10kW以上の太陽光発電については、それが住宅の屋根に設置される場合であっても、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に廃棄等費用が考慮されてきています。このため、事業者にとって公正かつ公平な制度とするという観点から、10kW以上全ての太陽光発電を本制度の対象とすることとしました。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
177	<p>住宅やカーポートなどに付随する太陽光発電設備についても廃棄積立金を徴収すべき。</p>	<p>本制度では、太陽光発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念に対応するため、10kW以上の全ての太陽光発電事業（ただし、複数太陽光発電設備事業を含む）を対象に、当該事業の調達価格の決定の際に想定されていた廃棄等費用について、原則として源泉徴収的な外部積立を求めるとしております。 10kW未満の案件については、家屋解体時に適切に廃棄されると想定され、また、10kW未満の調達価格においては廃棄等費用を想定して決定されていないことも踏まえ、本制度の対象外としています。</p>
178	<p>現状の案だと発電事業を継続することが難しくなることも考えられ、継続する意味もなくなりそうである。ポテンシアで始めているわけではなく、ある程度の利益を見込んでの事業開始である。 個人的には、現実的かどうか分らないが、放置されたような発電所などを対象にし、しっかり管理している発電所は除外すべきではないかと考える。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域からの懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立を求めるとしています。 積立時期や積立ベースについては、FIT 制度では太陽光発電（10kW以上）に対して調達期間 20年間にわたって固定の調達価格で支援しており、国内外の多くの（エネルギー）は 20～25 年程度の性能保証を提供しているところ、通常は FIT 制度による調達期間 20 年の途中で事業を廃止するのではなく 20 年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きいという電源特性もふまえた事業者の負担、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのコンプライアンスの制度設計、対象案件数が多い中でのリスク面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立では一律に調達期間終了前 10年間とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。 こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう、努めてまいります。</p>
179	<p>今回の撤去費用の積み立てに対して、事業者は相応の利益を失うものであり、これに対して国は異なる形で、同等のメリットを事業者にあたえなければいけない。買取単価を数円でもあげ、その分を撤去費用として徴収するべきである。</p>	<p>本制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度の開始当初から、売電に対して支払われる国民負担で支えられている調達価格の算定において想定されており、事業者自身が積み立てることを期待されるものです。加えて、本制度では、外部機関における積立金の管理業務に必要な事務費は、国民負担である課金金によって手当てされることが想定されています。そのため、本制度では、積立金を運用することも想定されているものの、積立金の原典となる調達価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、積立金の利息については、国民負担を軽減するため、積立金の管理業務費用に充てることが適切と考えます。 なお、積立金の運用益（利息）を積立金の管理業務費用に充てる一方で、別途、事業者からは積立金の管理業務費用を徴収しない扱いとする予定であり、このような取扱いには合理性が認められると考えております。</p>

180	<p>(該当箇所) 概要8頁「経過措置」</p> <p>(意見内容) 本経過措置が設けられた趣旨をご教示ください。</p> <p>(理由) 「この省令の様式」が示されておらず、概要の記載からは明らかでないため。</p>	<p>2022年4月施行される改正再生エネルギー特措法では、事業計画に解体等の方法に関する事項の記載を求めるなどしています。御指摘いただいた経過措置規定は、上記法改正に関し、既にFIT認定を受けている案件については、内部積立てによる積立てを希望する場合を除いて、追加された事業計画の項目について、事業者において特別の申請をする必要がないことを明確にする趣旨の規定です。</p>
181	<p>積立を法案化するのであれば、同時にFIT終了後も継続使用する廃棄も法案化すべきではないか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
182	<p>積立制度によって10年後以降の発電所の売買（セクダリーマーケット）に大きな影響が出る。この積立制度によって売れにくくなり、買わずらなるのは明白。セクダリーマーケットがFIT終了後も継続使用する方向性を示しているため、その妨げになることを認識すべき。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。</p> <p>廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるものの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。</p> <p>FIT制度においては、調達期間終了後であっても、発電事業を譲渡する場合には事業計画の変更が必要であるところ、発電事業の譲渡に伴い積立金も譲渡先の認定事業者に承継されることとなります。積立金を取り戻せる主体は、2022年4月施行の改正再生エネルギー特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）第15条の9に基づき、原則として認定事業者等とされているため、譲渡により認定事業者の地位が承継された場合には、承継後の認定事業者が、積立金を取り戻すことができます。</p> <p>また、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p> <p>こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう、努めてまいります。</p>
183	<p>買取期間20年を終えた後も、即解体ということではなく、なるべく長く電力供給に寄与してもらう方が、国民の利益につながる。</p>	<p>本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p> <p>こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう、努めてまいります。</p>
184	<p>当方はFIT終了後も10年間は既存の架台等で発電事業を継続できるような設備を構築しているため、20年経過時ではまだ大概の設備は廃棄等を行う可能性が低い、このことから20年経過後に廃棄せず、そのまま発電事業を継続する事業者のことも考慮した制度設計とすべきである。</p>	<p>本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p> <p>こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう、努めてまいります。</p>
185	<p>これから再生可能エネルギーの徹底的な活用が必要になるにもかかわらず廃棄ありきの制度には違和感を感じる。</p> <p>FIT終了してからが社会に還元できる安い再生可能エネルギーとしての価値が生まれるのに廃棄を促すようなことはやめていただきたい。20年後に売電しない身元不明の発電所がどれだけ発生するのか、証拠をもとに制度を決定していただきたい。しっかりと事業者が活躍できる仕組みを構築してほしい。廃棄せずに既存の設備を最大限活用する継続運用政策をお願いする。</p>	<p>本制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものであり、廃棄を促すための制度ではありません。</p> <p>また、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めることとしました。</p> <p>こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律の確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう、努めてまいります。</p>
186	<p>太陽光発電事業者は、これからの日本のグリーンエネルギーの発展にリスクを取って参加しており、そうした立場に立った制度を考えるべき。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。本制度は、こうした地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。こうした取組を通じて、再生可能エネルギーが、適正な事業規律を確保しながら長期安定的に事業実施される主力電源となるよう回っていくことが重要です。</p> <p>ただし、廃棄等費用を外部機関へ積み立てることを義務付けた場合、既存の融資における返済計画等に影響を与える可能性があることから、太陽光発電設備の廃棄等費用の確実な確保に関するワーキンググループでは、金融分野の有識者も含む委員を構成し、慎重に御議論いただきました。同ワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのバックコメントを経た上で、廃棄等費用の積立てについては、調達価格の算定において廃棄等費用として想定されている額を、調達期間終了前の10年間で積み立てることとなりました。</p>
187	<p>再生可能エネルギーは地球温暖化対策として国も導入を促進したものであり、FIT終了後もいかにして事業存続させるかそ今から考えておくべき課題である。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> * 優良・大規模事業者が小規模事業者から設備を引継ぐ手続きの簡素化 * 隣接する小規模設備を集約する制度、技術の確立 * 蓄電技術の開発加速と導入促進 	<p>いただいた御意見は、今回の意見公募の対象ではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
188	<p>廃棄を前提とするのではなく、再生エネルギーの割合を増やすため安価な蓄電池を増やす施策を行い、太陽光発電を20年以降も続けていけるよう努力すべき。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
189	<p>「解体等積立金」ではなく、「解体積立金」と目的を明確にしてほしい。</p>	<p>2022年4月に施行される改正再生エネルギー特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）第9条第2項第7号において、「解体及びその解体により生ずる廃棄等の撤去その他の処理を「解体等」と定義しており、同法第15条の6第2項において、「当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。」とされています。今般の省令改正は、再生特措法改正に伴うものであるため、これらと異なる用語を用いることはできません。</p>
190	<p>積立てを始めた事業者については、売電限度を撤廃してほしい。要するに、ピークカットをなくしてほしい。</p>	<p>電気は常に需要と供給を一致させる必要があります。再生可能エネルギーが高出力となる場合、火力発電の出力を最低まで下げ、さらに、揚水式水力の揚水運転等により、需給バランスを調整しますが、それでもなお余剰となる場合、停電等を避けた再生可能エネルギーの出力制御を行うことが必要となります。このため、太陽光発電事業者は、送配電事業者から出力制御その他の協力を求められた場合には、これに協力することが必要です。</p> <p>一方、廃棄等費用の積立てを担保する制度は、発電設備の放置・不法投棄への対策であり、積立てを開始しても、電気の需給一致が促進されるわけではありません。このため、積立てを開始した事業者も含め、出力制御を求められた場合には、これに協力することが必要です。</p>

<p>191</p>	<p>○内部積立の資金確保要件について ワーキンググループにおける議論では、『外部積立において積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意すること』となっていたのに対し、施行規則改正案では、積立てるべき金額は、解体等積立金額の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を『上回る』ものであることが必要とされ、また、外部積立により積立てを行う場合、わも『早期』に解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられることが要件となっており、明らかに加重されている。内部積立の資金確保要件は、ワーキンググループで資金の確保のために必要十分なものとして合意されたはずであるのにそれをさらに加重することは、内部積立の利用可能性を不当に狭めるものであると考える。当初の要件に修正されることを要望する。</p> <p>○制度の詳細設計について 金銭の積立て以外の方法により必要な資金を確保する方法（保証や保険）に関する詳細や積立期間中の積立方法の変更の可否など、発電事業者が資金効率を追求するために検討したいと考える点について、いまだ詳細が明らかになっていない。制度開始が来年に迫っており、すぐにも検討しなければならない状況であるため、早期のガイドラインを策定・公表をお願いしたい。 また、今後ガイドライン等を策定するにあたっては、必ずパブリックコメントの対象としていただきたい。</p> <p>○将来の制度の運用について 今後太陽光発電所の解体・撤去が各地で行われるようになると、リサイクルや廃棄等に関連するサービスも拡大し、実際に廃棄に要する費用の水準が、現在想定している費用の水準を大幅に下回るということも可能性として考えられる。そのような場合には、過度の水準での積立が長期間維持されるといえないよう、積立金額の水準について柔軟に見直すことを検討いただきたい。</p>	<p>○内部積立での資金確保要件について 御指摘のとおり修正し、解体等に通常要する費用の額以上の額の水準の積立てを求める旨規定することいたします。</p> <p>○制度の詳細設計について いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。適切な制度の運用に努めてまいります。</p> <p>○将来の制度の運用について 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいても、コストや廃棄等の最小化は、イノベーション等による廃棄等の効率化や、基礎・架台のユース等による将来の低減ポテンシャルを見据えて未来志向で検討すべきと整理されています。将来、廃棄等費用が想定と著しくずれることが明確になった場合には、積立金の基準額見直しも含めた検討をしていきます。</p>
<p>192</p>	<p>勝手に資金を積立金として拘束する法的根拠を明確にしてください。</p>	<p>2022年4月に施行される改正再エネ特措法（再生可能エネルギー—電気の利用の促進に関する特別措置法）第15条の6により、経済産業大臣が指定した積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギーを供給する認定事業者は、経済産業省令で定める期間にわたり、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならずとされています。太陽光発電については、発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかという地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきた廃棄等費用について、確実に積立てて実施するために、今後、原則として源泉徴収的な外部積立てを求める、すなわち、積立対象区分等に指定することとした。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー—主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっております。</p>
<p>193</p>	<p>太陽光発電事業はFITを通じた事業投資のおかげで増加した。慈善活動で行うものはない。投資家は、投資である以上リターンとともに大きなリスクを背負っている。エネルギーは社会インフラであり事業活動中は適切に運営しなければならない。その反面、電力会社はその再生事業化より投融資負担金と称する自社インフラへの強制寄付をさせ、再生エネルギーを悪化した、半分原費用に当てられる費用を広く徴収している。であるならば、FIT終了後、廃棄ではなく、電力会社が適切な価格で買い取るのが筋ではないか。</p>	<p>ネットワーク側の送配電等設備の増強等に係る工事費負担金については、系統連系希望者が受益している場合には、受益の範囲に応じて「特定負担」となります。したがって、電力会社のインフラのために強制寄付をさせているという御指摘は当たりません。 また、再生エネルギー課金は、再生エネルギー特措法にもとづき、FIT制度で買い取られる再生可能エネルギーの買取りに要する費用等に充てるために電気の利用者から広く集めるものであり、「半分原費用に当てられる費用を広く徴収している」という御指摘は事実認識です。 なお、本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業者が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業者を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しを認めました。</p>
<p>194</p>	<p>制度策定にあたり、業界団体と協議したのか。</p>	<p>太陽光発電という個別の実態を踏まえた専門的視点から具体的な制度設計を行うため、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会」の下に設置される「新エネルギー小委員会」の下部機関として「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ」を設置しました。同ワーキンググループでは、2019年4月以降、FIT制度の下で廃棄等費用の積立てを確実に担保する制度について、太陽光発電に関わる様々な立場の関係者（発電事業者、解体・廃棄物処理事業者、金融機関、地方自治体、買取義務者）に対するヒアリングを実施した上で、外部積立てにおける積立金の金額水準や取戻し条件、例外的な内部積立てが認められる場合の条件といった論点について、実効的な制度とするために具体的な検討を行ってまいりました。このワーキンググループの委員は、一般社団法人太陽光発電協会に所属する委員を含むかたちで構成されています。</p>
<p>195</p>	<p>制度策定にあたり、法の専門家に意見を聞いたのか、その専門家の名前等を公表すべきである。</p>	<p>太陽光発電という個別の実態を踏まえた専門的視点から具体的な制度設計を行うため、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会」の下に設置される「新エネルギー小委員会」の下部機関として「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ」を設置しました。同ワーキンググループでは、2019年4月以降、FIT制度の下で廃棄等費用の積立てを確実に担保する制度について、太陽光発電に関わる様々な立場の関係者（発電事業者、解体・廃棄物処理事業者、金融機関、地方自治体、買取義務者）に対するヒアリングを実施した上で、外部積立てにおける積立金の金額水準や取戻し条件、例外的な内部積立てが認められる場合の条件といった論点について、実効的な制度とするために具体的な検討を行ってまいりました。このワーキンググループは、法律、会計、金融といった分野の有識者を含む委員で構成されており、委員等名簿や資料、議事録等については、経済産業省HPにて公開しております。</p>
<p>196</p>	<p>今後、発電所の事業者間の売買が進んでいくと考えられるが、売買した際は積立金はどうに扱われるか。</p>	<p>FIT 制度においては、調達期間終了後であっても、発電事業を譲渡する場合には事業計画の変更が必要であるところ、発電事業の譲渡に伴い積立金も譲渡先の認定事業者へ承継されることとなります。積立金を取り戻せる主体は、2022年4月施行の改正再エネ特措法（再生可能エネルギー—電気の利用の促進に関する特別措置法）第15条の9に基づき、原則として認定事業者等とされているため、譲渡により認定事業者の地位が承継された場合には、承継後の認定事業者が、積立金を取り戻すことができます。</p>
<p>197</p>	<p>太陽光設備の分譲案件で購入し、20年経過後は購入した業者に現況で引き渡す契約をしている。このような案件では、解体費用の負担者は分譲業者であり、発電事業者が解体等積立金を積み立てるのはおかしいと思う。</p>	<p>FIT 制度の導入に伴い急速に拡大してきた太陽光発電は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっているため、発電事業の終了後、設備が放置・不法投棄されるのではないといった地域からの懸念があります。 廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるものの、積立てについては低い実施率となっていました。このため、事業計画策定ガイドラインにより、廃棄等費用の認定事業者による積立てを求めたものの、なお積立ての実施率が低かったため、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー—主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上で、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用することとしています。 FIT 制度においては、調達期間終了後であっても、発電事業を譲渡する場合には事業計画の変更が必要であるところ、積立金を取り戻せる主体は、2022年4月施行の改正再エネ特措法（再生可能エネルギー—電気の利用の促進に関する特別措置法）第15条の9に基づき、原則として認定事業者等とされているため、譲渡により認定事業者の地位が承継された場合には、承継後の認定事業者が、積立金を取り戻すことができます。すなわち、発電事業の譲渡に伴い積立金も譲渡先の認定事業者へ承継されることとなります。</p>
<p>198</p>	<p>売電開始から20年間の賃借権で運営している発電所では、設備をそのまま貸主に戻す契約になっている（賃借権の物件では一般的）。このような賃借権で運転している売電者が積み立てた資金は、何をもち積立者に戻すことができるかが考慮されていない。土地所有者が撤去するまで資金が戻ってこないのではないか。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。そして、廃棄等費用について、FIT制度では調達価格を算定する際に考慮されており、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されるものの、積立ての実施率が低かったことを踏まえ、本積立て制度では、原則的に源泉徴収的に外部積立てを求めることとしています。そのため、積立金を取り戻せる主体は、法律上、原則として、認定事業者等に限定されます（2022年4月施行予定の改正再エネ特措法（再生可能エネルギー—電気の利用の促進に関する特別措置法）第15条の9）。そのため、ある者が発電設備を賃借して認定事業者として発電事業を営んでいる事例において、調達期間終了後の事業譲渡により、認定事業者が発電設備の賃借人から発電設備の賃貸人に変更された場合には、発電設備の賃貸人が認定事業者として積立金を取り戻すことになります。</p>
<p>199</p>	<p>本改正案は放置発電所を防止することを主目的にしたものであると思われるが、地元自治体等が行政執行を行った際に本積立金を流用できるような制度設計されていないため、この部分の第三者取り崩し要件を予めルールとして組み込んでおかなければ「絵に描いたモチ」になってしまい、地元自治体と放置発電所の所有者(の相続人など)との間で、全国的に訴訟が行われることが容易に予想される。</p>	<p>太陽光発電設備が放置・不法投棄され、廃棄物に該当する場合等には、一定の要件の下、廃棄物処理法等の法律により自治体等が行政執行によって処理することができます。この際の費用は、自治体等が一旦負担した上で事後的に事業者から償還することとなります。本制度では、こうした他法令に基づき、行政執行が実行された場合に自治体等が積立金を取り戻せる規定を設けており、積立金から適切に費用回収できる制度となっています。</p>